

行田市景観形成ガイドライン

Landscape Guidelines of Gyoda City

令和8年3月
行田市

はじめに

本ガイドラインの目的

行田市では、行田らしい良好な景観を実現するため、行田市景観計画を策定しました。

景観計画では、市全体の景観づくりの目標のほか、地域の個性を活かした景観づくりを行うため、市内を自然・田園、商業・住宅地、工業地の3つの区域に区分し、それぞれの区域ごとに景観づくりの方針を定めています。また、景観形成基準は、配慮事項としての「景観づくり基準」と、遵守事項としての「行為の制限」の2段階を設定しています。

本ガイドラインは、建築物や公共施設などのデザインを行う際に、行田市景観計画に基づく景観形成に関する基準や配慮事項などを整理、解説しています。

景観法に基づく届出(景観法第16条)や、大規模開発事業の事前協議等の届出対象とならない行為についても、良好な景観づくりのために活用できる内容として取りまとめています。

本ガイドラインの使い方

本ガイドラインは、一般の建築物や工作物を対象に、敷地における景観形成に取り組むうえでの段階的な取り組み方や、具体的な景観形成基準の解説などをまとめた「一般建築物編」、屋外広告物の適切な誘導に向けた考え方やヒントをまとめた「屋外広告物編」、道路などの基盤施設、庁舎や学校などの公共施設における景観形成のあり方を示した「公共施設編」、実際に景観形成に関する届出の手順や手続きの進め方などを示した「手続き編」で構成しています。

また、景観形成に向けた取組などを例示し、実際に建物を建設される場合などの参考としていただくための「景観づくりのヒント」も掲載しています。

本ガイドラインでは、景観法に基づく対象行為を行う場合に守っていただく事項や配慮いただき事項に関する解説を確認いただくものとして、また届出対象とならない小規模な建築物等を建設する場合の景観づくりのヒントとしても活用ください。

目次

はじめに

ガイドラインの主な対象
(ご自身に該当する項目を中心
にご覧ください)

景観形成のヒント…………… 1

- I 住宅地…………… 2
- II 商業地…………… 3
- III 工業地…………… 4
- IV 田園…………… 5

市民、事業者、行政

・市の景観づくりを考える上で
のヒントなどを説明し、景観
づくりのあり方を共有

一般建造物編…………… 6

- I 景観形成に関するステップ…………… 7
- II 景観形成基準の解説…………… 13
 - II-1 建築物・工作物の景観形成基準…………… 13
 - II-2 物件の堆積の景観形成基準…………… 21
 - II-3 太陽光発電設備の景観形成基準…………… 23

市民、事業者

・住宅や店舗、事務所などを建
設する市民や事業者向けに景
観計画で位置付けた景観形
成基準などを解説

屋外広告物編…………… 31

- I 屋外広告物について…………… 32
- II 屋外広告物を掲載する際のヒント(種類別) …… 33
- III 景観づくり推進地区・景観づくり
重点地区における屋外広告物…………… 41

土地・建物権利者、事業者

・屋外広告物を掲出する者を対
象に、掲出までの流れや具体
的な配慮事項について解説

公共施設編 42

- I 対象とする公共施設 43
- II 公共事業における景観づくりの考え方 44
- III 施設別ガイドライン 46

行政、事業者

- ・公共施設整備の際に配慮すべき事項などについて解説

手続き編 54

- I 手続きのフロー 55
- II 届出対象となる行為と規模 56
- III 届出等に必要書類 67
- 【参考】様式集 71

市民、事業者

- ・届出が必要な建物整備などを行う場合の手続きの流れや必要な書類について解説、掲載

景観形成のヒント

行田市にお住まいの方、事業をされる方、行政などが協働しながら、望ましい景観づくりを進めていくためのヒントをまとめました。

まずは、行田市の住宅エリア、商業エリア、工業エリア、田園エリアでどのような景観づくりを進めていくのかを共有してから、具体的な取組などについて解説していきます。

届出対象となる建築物・工作物のみならず、小規模な建築物や公共施設の設置についてのヒントまで幅広く解説します。

I 住宅地

■既存の樹木などは出来る限り保存します

■室外機などは通りに面したところに置かないようにします

■外構の意匠・素材など周辺と統一感を持たせます

■周辺と調和した色彩を使用します

■道端などで気軽に話ができる空間を設置します

■周辺と壁面の位置を合わせ、一体感のあるまち並みとします

■見通しの良い生垣や柵、あるいはオープン外構とします

■家の庭づくりや、敷地前の清掃などを自主的に行います



■周辺に圧迫感を与えない形態や素材、色彩などを用います

■散歩が楽しくなるまち並みをつくります

■敷地や道路に面した場所に植栽を施し、緑の連続性を生み出します

■暖色系の照明を用いて暖かさを演出します

■季節に応じた花などを植えます

II 商業地

■屋外広告物は、過度に大きなもの、派手な色彩を用いないようにします

■建物をセットバックし、歩きやすい空間を形成します

■歴史的な建物と調和したまち並みを形成します

■屋外広告物をにぎわい要素として上手く活用します

■1階はなるべく店舗とし、まちのにぎわいを演出します



■街灯柱の意匠や色彩など、通りの雰囲気に合わせてものとします

■歴史を感じる通りでは、石畳風の路面などにします

■通りに面して、人がたまれる小広場などをつくれます

Ⅲ 工業地

■植栽や生垣などによる緩衝帯を設けます

■工場などをセットバックし圧迫感を軽減します

■長大な壁面については素材や色彩等で分節します

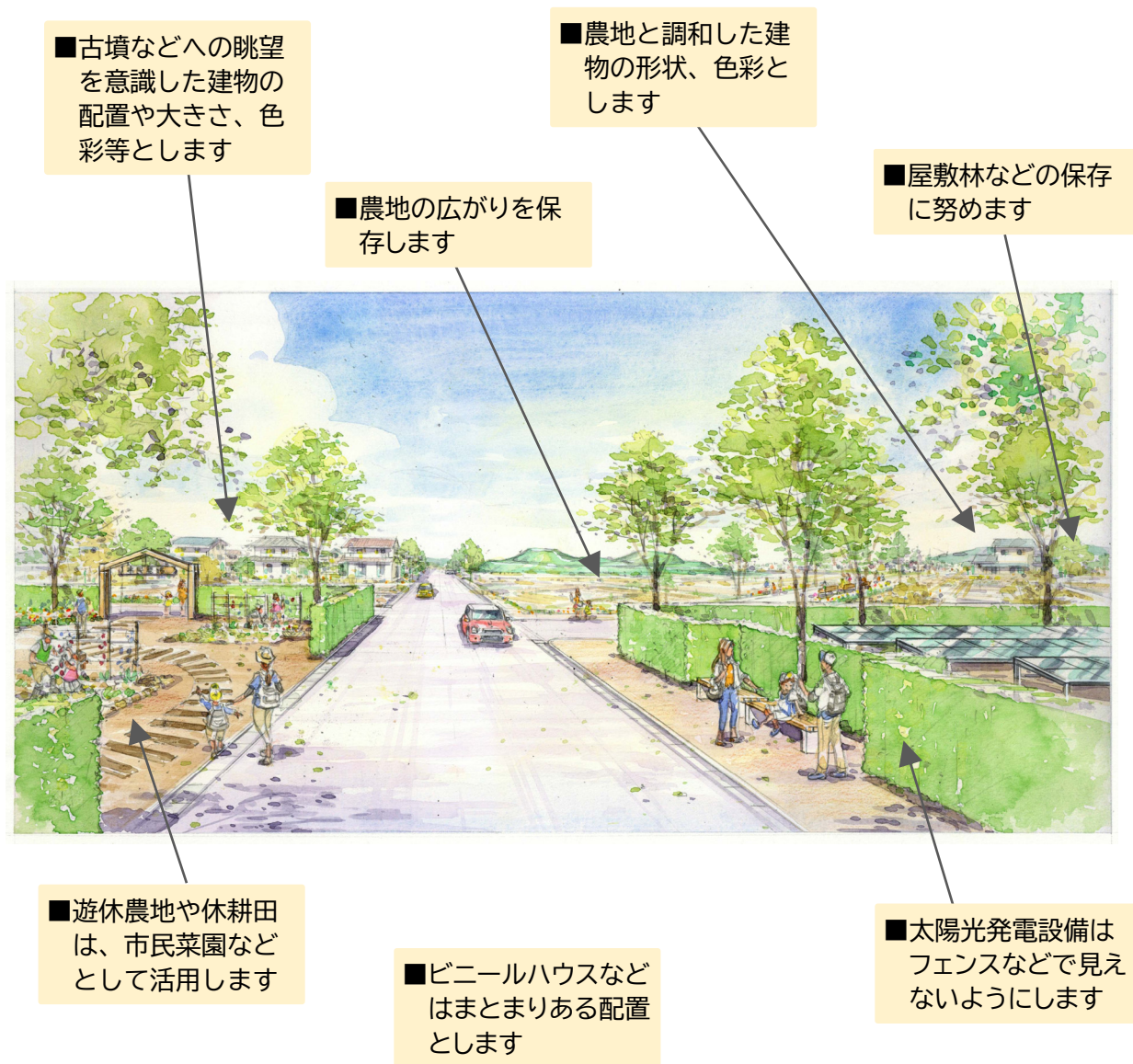


■設備類などは通りから見えないようにします

■自社看板などは周辺環境に配慮した位置、大きさ、色彩とします

■壁や屋根の色彩は落ち着きのあるものとします

IV 田園



一般建造物編

- I 景観形成に関するステップ
- II 景観形成基準の解説

I 景観形成に関するステップ

建築物を建築する際などは、以下のステップで景観形成を考えてデザイン面での配慮や工夫を行ってください。



Step1 敷地と周辺との関係を確認する

①敷地の見え方を確認する

- ・計画する敷地の周辺のまち並みを観察し、敷地と道路との関係や、周辺の道路や公園などの公共空間から敷地がどのように見えるか確認します。

確認時の留意点

- 計画する敷地から周辺を見渡し、また少し離れていても敷地から見える公共空間を探し、そこからの見え方や、不特定多数の人から見られる頻度などを確認します。



目に留まりやすい突き当りの建物



橋の上からの対岸の住宅地の眺め

②敷地内や周辺の景観資源を確認する

- ・敷地内や周辺で景観を構成している魅力的な要素や、近くに特徴的な景観資源となるものがあるか確認します。
- ・山や河川、農地などへの眺望も景観資源と捉えることができます。

確認時の留意点

- 敷地内に地域の人々が愛着を感じている巨木などがあるか、眺望が開ける場所があるかなどを確認します。
- 敷地の周辺について、道路の幅員や人通りの状況はどうか、どのような建物が多いのか、街路樹や敷地内の緑の状況はどうかなどを観察します。
- 周辺にある建物は単体としてだけでなく、まち並みとしてとらえた時の特徴にも注意します。
- 河川や公園、史跡、特徴のある建築物や樹木、工作物など、周辺の景観の中で重要な景観資源となるものがあるかを確認します。



公園通りのイチヨウ並木

③敷地周辺の成り立ちを確認する

- ・計画する敷地の履歴を確認するとともに、地域の成り立ちや歴史などの背景を確認します。
- ・地域で引き継がれてきた習慣や祭り、伝統行事などの人々の営みや暮らしについて把握します。

確認時の留意点

- 行田市史や地域の歴史をまとめた文献などから地域の成り立ちを調べます。
- 地名の由来を調べたり、地域の歴史や文化のことをよく知る人に話を聞くことも有効です。



かつてのまち並み



かつてのまち並み

④地域の人々の暮らしや活動を確認する

- ・地域における自治会活動や行事などを確認します。
- ・地域で引き継がれてきた習慣や祭り、伝統行事などの人々の営みや暮らしについて把握します。

確認時の留意点

- 地域に住んでいる人に直接話を聞いてみるのが、コミュニケーションの第一歩にもつながり有効です。

Step2 景観形成のあり方を考える

Step1の立地特性を踏まえて、周辺と調和する建物や工作物とすることで、より良い景観づくりをめざしましょう。

まずは、敷地のあるエリアが景観計画においてどのように位置づけられているかを確認した上で、計画する敷地内だけでなく、周辺の景観との関係についても考え、まち並みとしてどのような景観を形成していくのか、景観形成のあり方について検討します。

●敷地のあるエリアの景観計画上の位置づけを確認する

- ・行田市景観計画では、土地利用に応じて市域を3つの区域に区分しています(区分図は 13 ページを参照)。
- ・区域ごとに景観の特徴が異なるので、敷地がどの区域にあるのかを確認し、景観形成のあり方を考える際の前提としてください。

区域の区分ごとの景観の特徴

区域名称	対象	景観の特徴
①自然・田園 景観区域 自	市街化調整区域 (行田みなみ産業団地地区計画 E 地区に該当する区域を除く)	○面的に広がる水田、河川や用水、遠方に望む山並みが一体となり、のびやかな田園景観が形成されています。 ○集落の屋敷林や社寺林等、地域の昔ながらの農村風景を思わせる景観が形成され、田園風景のアクセントとなっています。
②商業・住宅地 景観区域 商	次の用途地域に該当する区域 ・第一種低層住居専用地域 ・第一種中高層住居専用地域 ・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域	○地域の歴史を継承する趣のあるまち並みが形成され、歴史的建造物を活用した店舗等も多くみられます。 ○忍城の城下町の町割りや旧街道・水路の痕跡が残されており、歩いて楽しいまち並みが形成されています。 ○JR 行田駅の駅前には、中低層の商業施設が立地したまち並みが形成されています。 ○宅地開発等により面的に整備された住宅地では落ち着きと緑のある良好な住環境が形成されています。
③工業地 景観区域 工	次に該当する区域 ・工業地域 ・工業専用地域 ・行田みなみ産業団地地区計画 E 地区に該当する区域	○富士見工業団地、長野工業団地及び行田みなみ産業団地を中心とした工業地では、街路樹と緩衝緑地が一体となった、緑豊かな工業地景観が形成されています。

●敷地と周辺との関係を景観形成に活かす

・Step1の項目ごとに、景観形成にどのように活かすかを考えましょう。

①敷地の見え方の活かし方

- ・周辺からの敷地の見え方によって、人や車の出入口、建物の配置や規模、外構の基本的な方向などを検討する。
- ・道路などの公共空間に面する場所では、見られることを意識した建物や外構の配置に気を配るほか、周辺のまち並みとの連続性を意識した形態や意匠、色彩を検討する。

②敷地内や周辺の景観資源の活かし方

- ・敷地内に残したい魅力的な景観資源がある場合は、できるだけ残すとともに、地域に開いた利用ができないかを検討する。
- ・景観資源が敷地の近隣にある場合や、地域を特徴づける資源である場合は、景観資源の形状や色彩、素材との調和を考える。

③敷地周辺の成り立ちの活かし方

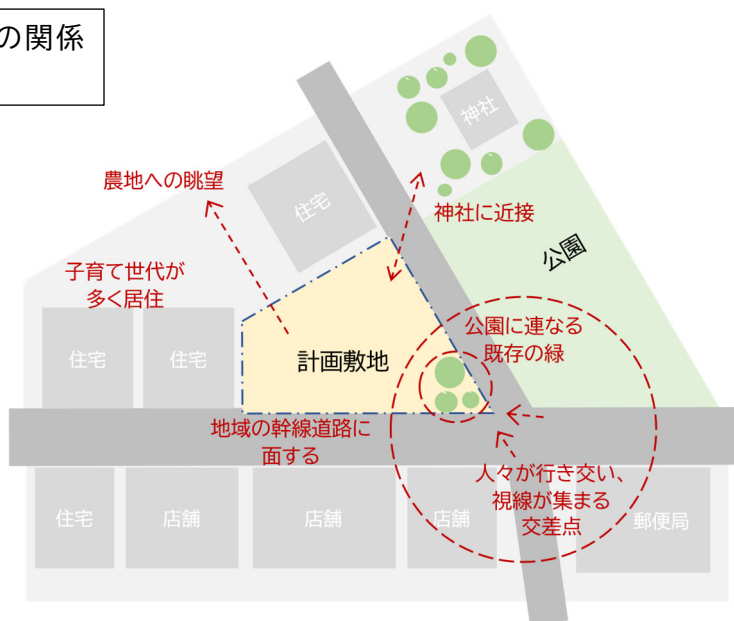
- ・河川や道路の形状など、昔から紡がれてきた「まちの形」の意味を考え、それらと調和した景観形成につながるよう工夫する。
- ・建設する建築物などが後世に引き継がれるまちの形となるよう意識して、形態や意匠などを工夫する。

④地域の人々の暮らし、活動の活かし方

- ・景観とは、人々の暮らしや活動と密接に関係することを意識して、地域の良さを維持し、より高めていくための活動を積極的に行う。

【敷地と周辺の関係の活かし方の例】

敷地と周辺の関係 の読み解き



敷地と周辺の関係 を活かす工夫



Step3 建築物等をデザインする

Step2の景観形成のあり方を踏まえて、建築物や工作物を具体的にデザインします。

この際、敷地のあるエリアが景観計画においてどのように位置づけられているかを確認した上で、該当する景観づくり基準(配慮事項、14ページ以降参照)及び行為の制限(遵守事項、20ページ参照)を参照し、それぞれに準じたデザインとします。

また、計画している行為が届出対象である場合には、手続きフロー(手続き編参照)に沿って手続きを行ってください。

Ⅱ 景観形成基準の解説

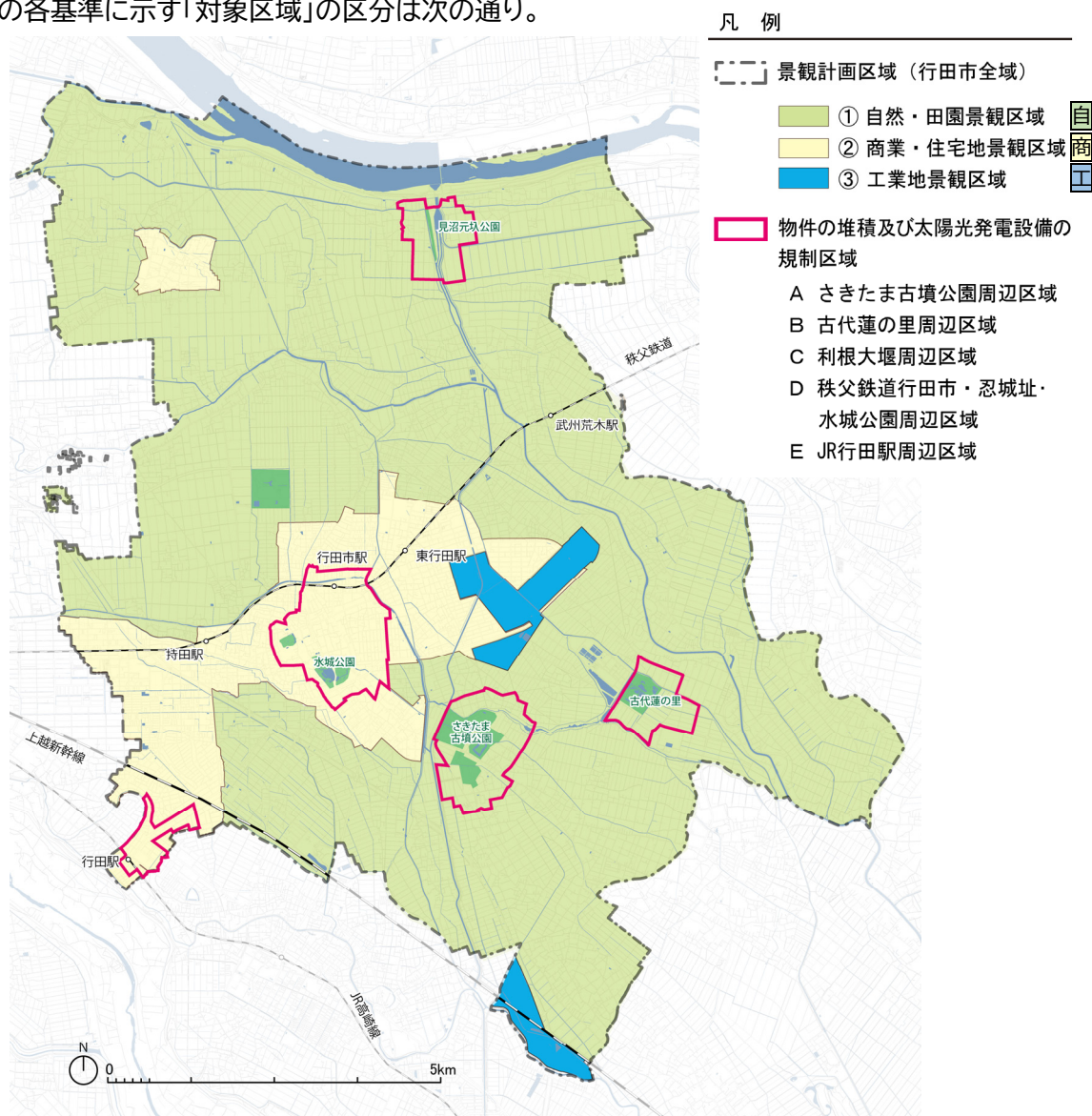
市内全域を景観計画区域に定め、都市計画の用途地域や地区計画にて3つの区域に区分し、それぞれの景観特性に応じた建築物・工作物の景観形成基準を定めます。

景観形成基準は、景観づくり基準(配慮事項)と行為の制限(遵守事項)の2段階を設定します。届出対象行為は、景観づくり基準を尊重するとともに、行為の制限に適合するものとします。

また、市内5つの区域においては、物件の堆積、太陽光発電設備の景観形成基準についても定めています。本ガイドラインでは、それらについて解説を例示することにより、権利者や事業者の創意による景観づくりを進めていきます。

Ⅱ-1 建築物・工作物の景観形成基準

本章の各基準に示す「対象区域」の区分は次の通り。



1 景観づくり基準(配慮事項)

(1)配置・規模(周辺景観の中でのあり方)

基準内容	対象区域
①河川・水路、道路その他の公共の場所からの眺望の保全に配慮する。	自 商 工

【解説】

- ・建築物等の配置や大きさを河川などからの見え方に配慮します。



川や背景の山地を調和した家並み

基準内容	対象区域
②建築物等の配置・規模は、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を与えないようにする。	自 商 工

【解説】

- ・壁面や塀の位置を合わせます。
- ・建築物等の高さを近隣の建築物等と合わせます。



周辺と調和した住宅による家並み

基準内容	対象区域
③道路等に接する敷地境界線から後退し、敷地内に空地や緩衝帯(緑地)を確保する。	工

【解説】

- ・建築物等の壁面は道路から後退するよう配置します。
- ・道路に面したところに植栽スペースを設けます。



道路沿いの緑化による緩衝帯の形成

(2)形態・意匠

基準内容	対象区域
①建築物等の外観を構成するものは、周辺のまち並みや建築物と調和したものとする。	自 商 工

【解説】

- ・建築物等の外観は、近隣の建築物等と調和した素材等を用います。
- ・植栽なども近隣と合わせるよう配慮し、まとまりあるまち並みを形成します。

基準内容	対象区域
②建築物の外壁は、部材や色彩・素材等により分節化を図り、圧迫感を与えないようにする。	自 商 工

【解説】

- ・長大な壁面などは、垂直方向あるいは水平方向に分節することで、周囲からの圧迫感を軽減します。

基準内容	対象区域
③道路脇の擁壁や塀は、次のいずれかの事項に従い、周辺の景観と調和を図る。 ・化粧型枠等、自然素材等を活用した仕上げとする。 ・植栽による修景、法面緑化等、緑を活用した仕上げとする。 ・勾配を付ける、階段状の形態等、圧迫感を和らげる形態とする。	自 商 工

【解説】

- ・勾配や階段状の形態による分節化や、緑化などにより擁壁の圧迫感を抑えます。
- ・生け垣や自然素材を使った塀とします。

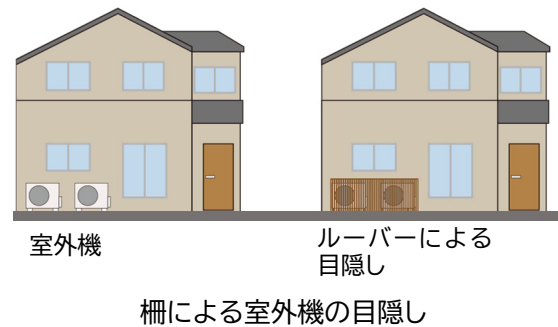


生垣による外構の修景

基準内容	対象区域
④屋外階段、ごみ置き場、屋上設備、バルコニー等に設置する設備機器等は、次のいずれかの事項に従い、建築物本体と調和した形態及び色彩とする。 ・建築物と一体的な形態・意匠の壁面やルーバー等で囲う等、目立たないように工夫する。 ・外部から直接見えにくい位置に配置する。 ・緑化等により修景する。	自 商 工

【解説】

- ・設備機器等は通りから見えない位置に配置します。
- ・通りから見やすい場所に配置する場合は、目隠しや緑で覆い、目立たなくします。



基準内容	対象区域
⑤建築物等は、田園の広がりや河川等の自然及び古墳等の史跡と調和した形態・意匠とする。	自

【解説】

- ・庭木や植栽などにより緑化を行います。
- ・周辺史跡となじむデザインを採用します。



田園と調和した屋敷林を有する住宅

基準内容	対象区域
⑥商店街の建築物等は、低層部を開放感のある外観とし、花や緑、花手水等の設置に配慮する。 ⑦住宅地の建築物等は、隣接する敷地や道路等との調和を図り、落ち着いた形態・意匠とする。 ⑧駅周辺の建築物等は、低層部を開放感のある外観とし、駅前のにぎわいを演出する形態・意匠とする。	商

【解説】

- ・店舗は、通りから店内の様子が見えるよう開口部を設けます。
- ・住宅は、周囲と合わせたデザイン、高さなどに配慮します。
- ・駅周辺では、壁面位置の後退などで歩行者の空間を形成します。



低層部に店舗が並ぶまち並み

基準内容	対象区域
⑨敷地内の建築物等は、一体の建築群となるよう、相互に形態・意匠の調和を図る。	工

【解説】

- ・同一敷地内に設置するそれぞれの建築物等のデザインに統一感を持たせます。

(3)色彩・素材

基準内容	対象区域
①建築物(屋根を除く)及び工作物の外観の色彩は、周辺の景観と調和したものとする。	自 商 工

【解説】

- ・周辺のまち並みに合わせた色彩を用います。
- ・地域の伝統色等を積極的に用います。



まち並みとして調和した住宅地

基準内容	対象区域
②建築物の屋根の色彩は、彩度2以下程度とし、周辺の景観や建築物の外観と調和するよう配慮する。	自 商 工

【解説】

- ・屋根には落ち着いた色のある色を使用し、自然環境やまち並みとの調和を図ります。



落ち着いた色の屋根のつらなり

基準内容	対象区域
③多色を用いる場合は、必要以上の色数を使用せず、色彩相互の調和に十分配慮する。	自 商 工

【解説】

- ・心地よい感じを与える色の組合せを用います。
- ・色数はできるだけ少なく抑えます。

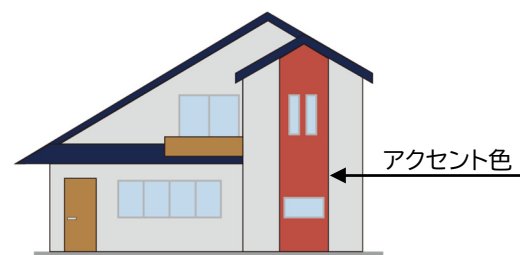
色彩調和のパターン

類似型調和	・色相環上で隣接する色である類似色相、近似色相の組み合わせです。 ・明度・彩度は異なっても、色相が近い範囲に収まっています。 ・1つの色相、又は類似の色相を用い、トーンに変化をもたせます。 ・木や土を建材として使用していた日本の伝統的なまち並みは、黄色～赤色系を中心とした色相調和型が多く存在します。
同色型調和	・同一の色相でトーンに変化をもたせた色の組み合わせです。 ・同じような近い色彩範囲でまとまっています。 ・まとまった統一感のある配色となるが、単調になるおそれもあります。
トーン調和	・同じトーンで明度や彩度を調整した組み合わせです。 ・色相はいろいろあるが、トーンが近い範囲に収まっています。 ・日本の伝統的なまち並みではほとんど見かけないが、ペイントを使用する欧米では、多く見ることができます。
対比型調和	・色相環上で反対の位置にある対立色相の組み合わせです。 ・対比が強い場合、力強い配色となりますが、対比が強すぎると周辺との協調性は低くなるおそれがあります。

基準内容	対象区域
④アクセント色の使用は、その要否と周辺への影響を考慮し、小さな面積や低い位置に集約して用いる。	自 商 工

【解説】

- ・アクセント色は、建築物等の全体を引き締める効果を発揮することを重視して用います。



壁面の一部にアクセント色を使用した住宅

基準内容	対象区域
⑤大規模な建築物は、圧迫感を与える暗い色彩や鮮やかな色彩を避ける。	自 商 工

【解説】

- ・大規模な建築物に使用する色彩は、低彩度や中彩度の色彩を使用します。

基準内容	対象区域
⑥照明は、周辺の景観と調和した明るさや光色等とし、点滅を避ける。	自 商 工

【解説】

- ・穏やかな印象を与える間接照明などを使用します。
- ・まぶしさを与える照明や点滅する照明の使用は避けます。

基準内容	対象区域
⑦金属板やガラス等は、光を強く反射する材料の使用を避ける。	自 商 工

【解説】

- ・鏡面仕上げなどの材料は使用しないよう配慮します。

(4)外構・緑化

基準内容	対象区域
①道路等の公共空間に面する部分は、圧迫感を与えず、周辺景観と調和するよう、県産植木等の樹種を使用し緑化に努める。	自 商 工

【解説】

- ・地域性を感じる樹種などによる緑化を行います。
- ・道路沿いでは、うるおいのあるまち並み景観の形成に配慮した緑化を行います。

基準内容	対象区域
②外周のフェンス等は、建築物の形態・意匠や周辺景観と調和した落ち着いた色彩とする。	自 商 工

【解説】

- ・外周への塀やフェンスは、明るすぎる色や鮮やかすぎる色の使用を避け、周辺のまち並みとの調和を図ります。

(5)太陽光発電設備(建築物に付属する場合)

基準内容	対象区域
①建築物に付属する太陽光発電設備は、次のいずれかの事項に従い、周辺の景観と調和を図る。 ・太陽光発電設備の高さは、建築物の最上部(勾配屋根の頂部)を超えないようにする。 ・太陽光発電設備をルーバー等により修景し、建築物本体と調和した色彩とする。 ・太陽電池モジュール(パネル)は、黒、濃紺、またはダークグレーなどの色彩を使用し、防眩仕様とする。	自 商 工

【解説】

- ・屋根や壁面に太陽光発電設備を設置する場合は、通りなどから見ないように、位置や大きさに配慮します。
- ・通りなどから見える場合、目隠しとなるルーバーなどを設置します。

(6) 景観資源への配慮

基準内容	対象区域
①有形文化財や日本遺産の構成文化財、近代土木遺産等に隣接する場合は、それらと調和した配置や規模、形態意匠とする。 ②敷地内にある歴史的な資源、良好な樹木等は保全、活用する。	自 商 工

【解説】

- ・歴史的な建造物が沿道に立地するような地域では、建築物の壁面や軒線等を沿道のまち並みに揃えるようにします。
- ・周辺の建築物等の壁面線から大きく後退する場合は、壁面位置を揃えるように門塀や生垣等を設けます。

2 行為の制限(遵守事項)

(1) 色彩・素材

基準内容	対象区域
①建築物(屋根を除く)及び工作物の外観の色彩は、区域に別に定める別表:色彩の制限基準(25ページ)に示す基準に従う。 ②別表:色彩の制限基準に該当しない色彩及び点滅する光源が形成する面積の合計(着色していない材料部分の色彩、伝統的な技法や素材を使った色彩で仕上げる外観の部分を除く。)が、各立面積の 3 分の 1 以内であると認めるときは、当該部分を色彩の制限基準の適用除外とする。	自 商 工

【解説】

- ・建築物等の基調となる色彩は、別表(25ページ)に示す範囲内を用います。
- ・光源が点滅したり、色彩が変化する照明の使用は最小限にとどめます。

Ⅱ-2 物件の堆積の景観形成基準

1 景観づくり基準(配慮事項)

(1)配置・規模(周辺景観の中でのあり方)

基準内容
①河川・水路、道路その他の公共の場所からの眺望の保全に配慮する。

【解説】

- ・堆積物が道路等から見えない位置に配置するなど、公共の場所からの眺望を保全します。

(2)堆積の方法・遮蔽

基準内容
①資材等の堆積は、周辺の景観と調和するよう、可能な限り低く抑えけるとともに整然と堆積し、植栽や塀等で遮蔽する。
②外部から堆積物が見えにくいよう、敷地の外周には空地を確保し、敷地の中央部に堆積物を配置する。

【解説】

- ・堆積物を分割して積み上げるなど、高さを低く抑えます。
- ・周辺から見えないよう堆積物を配置します。
- ・建築物等で遮れない場合は、塀や鋼板等による目隠しを行います。

基準内容
③遮蔽物は、高さを抑え、周辺の景観と調和した色彩とする。
④遮蔽物に多色を用いる場合は、必要以上の色数を使用せず、色彩相互の調和に十分配慮する。
⑤遮蔽物へのアクセント色の使用は、その要否と周辺への影響を考慮し、小さな面積や低い位置に集約して用いる。

【解説】

- ・遮蔽物の高さは、周辺のまち並みと合わせます。
- ・遮蔽物に色彩を施す場合は、色数をできるだけ少なくし、落ち着いた色を使用します。

基準内容
⑥主要な公共施設や景観資源等と隣接、又は河川・水路、道路その他の公共の場所から見た際に背景や前景に位置する場所に堆積しないよう配慮する。

【解説】

- ・周辺の景観に配慮し、できるだけ道路などから見えない位置に堆積します。

(3)景観資源への配慮

基準内容
①有形文化財や日本遺産の構成文化財、近代土木遺産等に隣接する場合は、それらと調和した配置や規模、形態・意匠とする。
②歴史的な資源、良好な樹木等がある敷地に堆積しない。

【解説】

- ・文化財などの景観資源がある敷地への堆積は行いません。
- ・やむを得ず文化財などの周辺に堆積する場合は、それらとの調和に配慮した高さや色彩などとしします。

2 行為の制限(遵守事項)

(1)堆積の方法・遮蔽

基準内容
①周囲から堆積物が見えないよう、植栽や塀等で遮蔽する。
②資材等の堆積及び遮蔽物の高さは、3m を超えない。
③遮蔽物の色彩は、建築物及び工作物に示す別表:色彩の制限基準(※)に従う。ただし、着色していない材料部分の色彩、伝統的な技法や素材を使った色彩、又は外観の3分の1以内で使用する色彩については、適用除外とする。
※A さきたま古墳公園周辺区域…………… B 古代蓮の里周辺区域…………… C 利根大堰周辺区域…………… D 秩父鉄道行田市駅・忍城址・水城公園周辺区域・ E JR 行田駅周辺区域…………… 用途地域が定められていない区域(25 ページ)に準ずる 用途地域が定められている区域(25 ページ)に準ずる

【解説】

- ・十分な高さの塀や、中高木による植栽帯を設置し、周囲から見えにくいようにします。
- ・堆積物や遮蔽物を、3mを超えて設置することはできません。

Ⅱ-3 太陽光発電設備の景観形成基準

1 景観づくり基準(配慮事項)

(1)配置・規模(周辺景観の中でのあり方)

基準内容
①河川・水路、道路その他の公共の場所からの眺望の保全に配慮する。

【解説】

- ・太陽光発電設備が道路等から見えない位置に設置するなど、公共の場所からの眺望を保全します。

(2)設置の方法・遮蔽

基準内容
②太陽光発電設備は、敷地境界からできる限り後退させる。
③太陽光発電設備の高さをできる限り低くする。
④太陽光発電設備を植栽やルーバーにより修景する。

【解説】

- ・まち並みや景観に影響しないよう、フェンスや植栽等により修景・遮蔽します。
- ・道路などから望見できる場合は、できる限り高さを抑え、後退して設置する。

基準内容
⑤太陽光発電設備(太陽電池モジュール(パネル)は除く)及び修景・遮蔽物は、周辺の景観と調和した色彩とする。
⑥太陽光発電設備(太陽電池モジュール(パネル)は除く)及び修景・遮蔽物に多色を用いる場合は、必要以上の色数を使用せず、色彩相互の調和に十分配慮する。
⑦太陽光発電設備(太陽電池モジュール(パネル)は除く)及び修景・遮蔽物へのアクセント色の使用は、その可否と周辺への影響を考慮し、小さな面積や低い位置に集約して用いる。

【解説】

- ・太陽光発電設備や遮蔽物などは、周辺のまち並みと調和した色を用い、色数はできるだけ少なくします。
- ・周辺からの見え方に配慮して設置します。

基準内容
⑧太陽電池モジュール(パネル)は防眩仕様とし、周辺への反射の少ない角度とする。

【解説】

- ・周囲に対するまぶしさを与えないため、光の反射などに配慮して設置します。

基準内容
⑨主要な公共施設や景観資源等と一体的に見える位置に設置する場合は、周辺からの見え方に特に配慮する。

【解説】

- ・主要な公共施設や景観資源等による景観を阻害しないよう、配置や高さ、修景・遮蔽について十分に配慮します。

(3)景観資源への配慮

基準内容
①有形文化財や日本遺産の構成文化財、近代土木遺産等に隣接する場合は、それらと調和した配置や規模、形態・意匠とする。
②歴史的な資源、良好な樹木等がある敷地に設置しない。

【解説】

- ・文化財などの景観資源がある敷地へは太陽光発電設備を設置を避けます。
- ・やむを得ず文化財などの周辺に設置する場合は、それらとの調和に配慮した高さや色彩などとします。

2 行為の制限(遵守事項)

(1)色彩・素材

基準内容
①太陽光発電設備(太陽電池モジュール(パネル)は除く)及び修景・遮蔽物の色彩は、彩度4以下とする。
②太陽電池モジュール(パネル)は、原則として、黒、濃紺、またはダークグレーなどの色彩を使用する。

【解説】

- ・修景・遮蔽物に使用する色彩は、鮮やかなものを避け、周辺の景観と調和したものとしします。

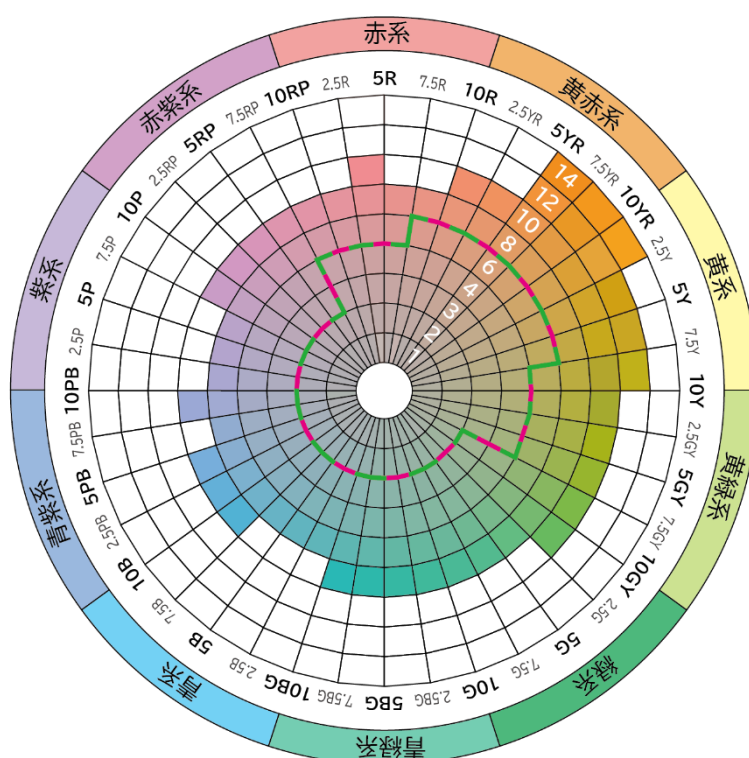
■色彩の制限基準（遵守事項）

対象	区域	色相	明度	彩度
建築物・工作物の 外観の色彩／物 件の堆積の遮蔽 物の色彩	用途地域が 定められて いない区域 ※1	7.5R～7.5Y	2を超える	6以下
		7.5RP～7.5R(7.5Rは含まない) 7.5Y～7.5GY(7.5Yは含まない)	2を超える	4以下
		7.5GY～7.5RP(7.5GY及び7.5RPは含まない)	2を超える	2以下
	用途地域が 定められて いる区域 ※2	7.5R～7.5Y	—	6以下
		7.5RP～7.5R(7.5Rは含まない) 7.5Y～7.5GY(7.5Yは含まない)	—	4以下
		7.5GY～7.5RP(7.5GY及び7.5RPは含まない)	—	2以下

※1 ①自然・田園景観区域に該当する区域で使用可能な範囲

※2 ②商業・住宅地景観区域、③工業地景観区域に該当する区域で使用可能な範囲

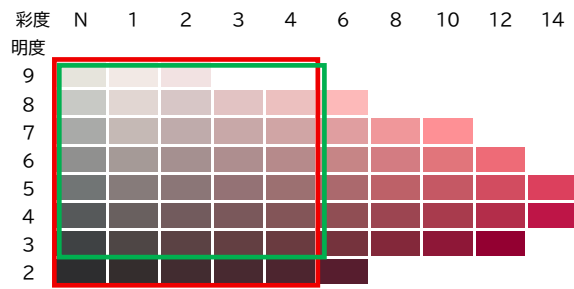
色彩の制限基準（全体像）（明度7における色彩）



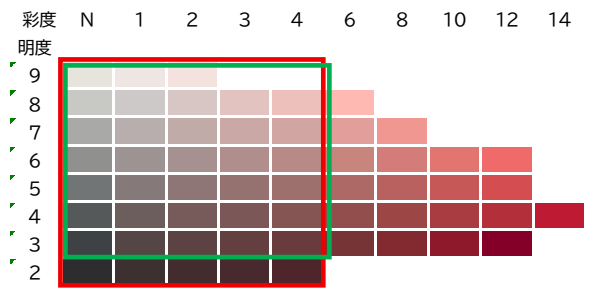
- 用途地域が定められていない区域
- 用途地域が定められている区域

色彩の制限基準（色相ごと）

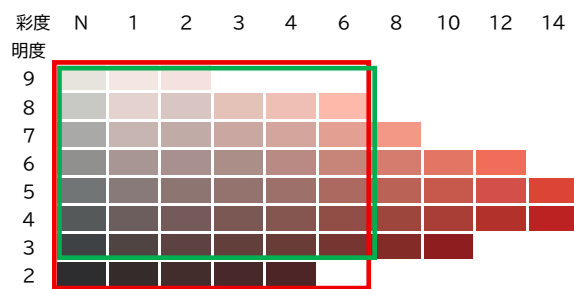
2.5R



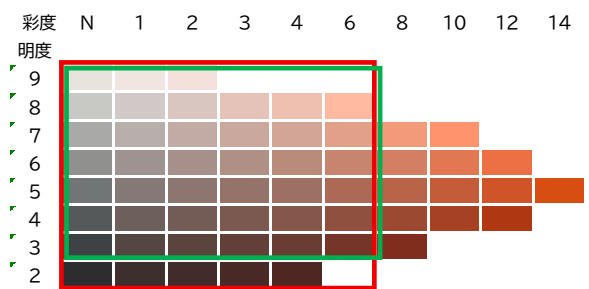
5 R



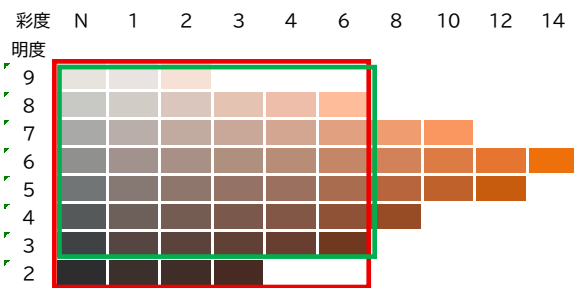
7.5R



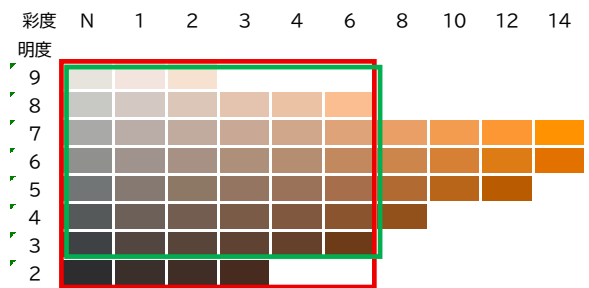
10R



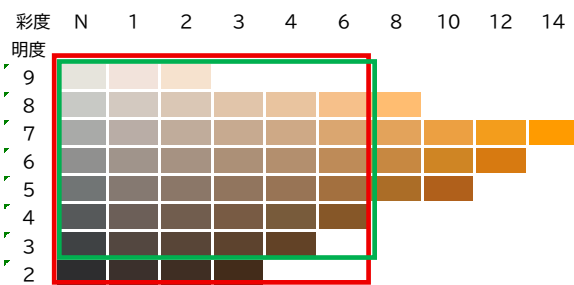
2.5YR



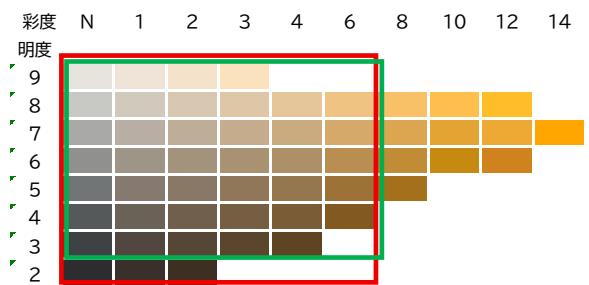
5 YR



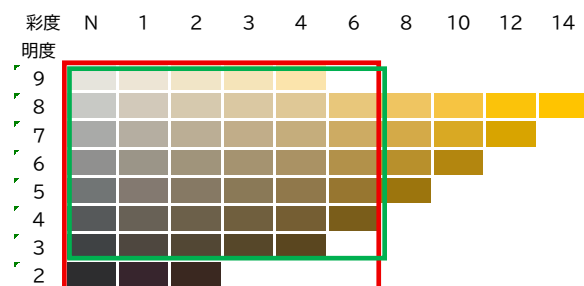
7.5YR



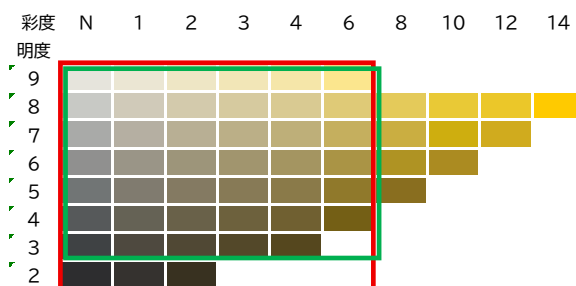
10YR



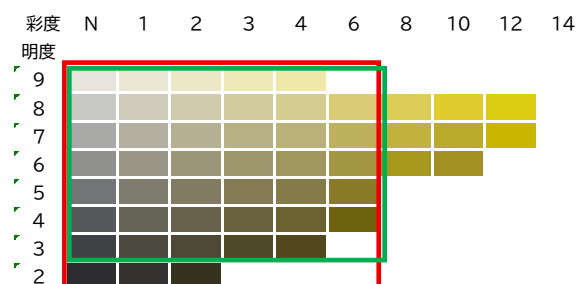
2.5Y



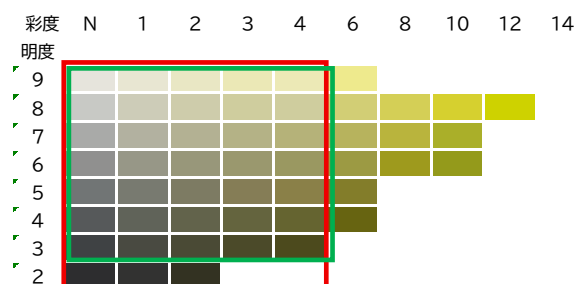
5Y



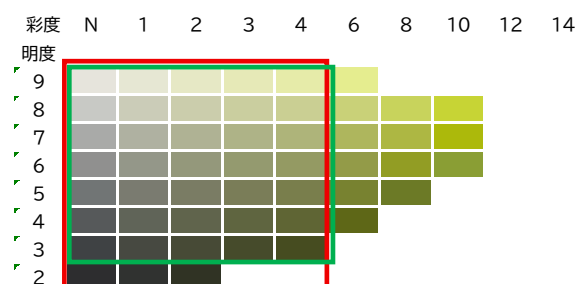
7.5Y



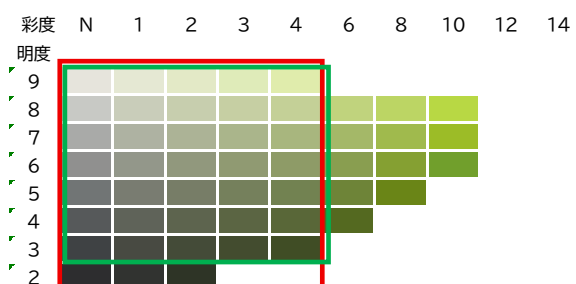
10Y



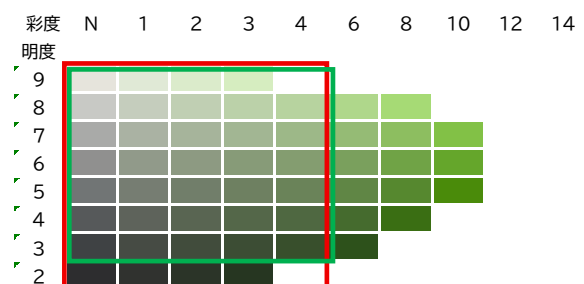
2.5GY



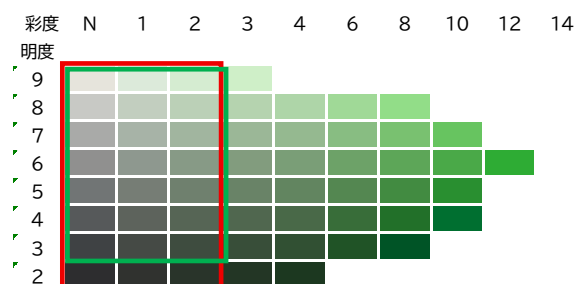
5GY



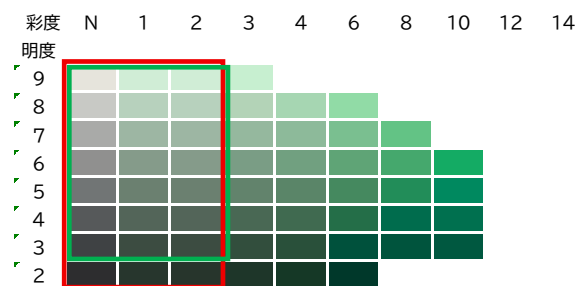
7.5GY



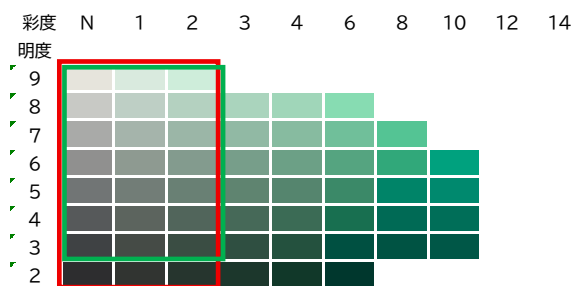
10GY



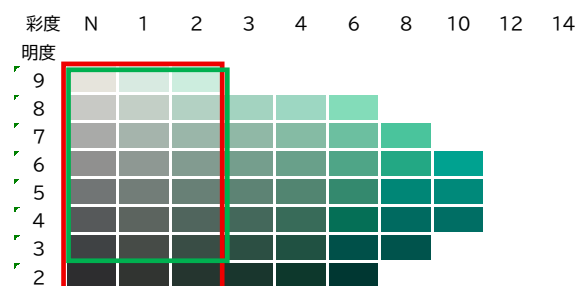
2.5G



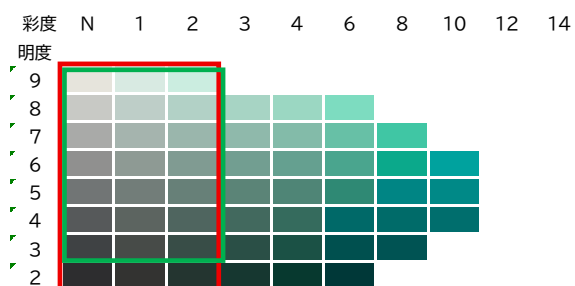
5G



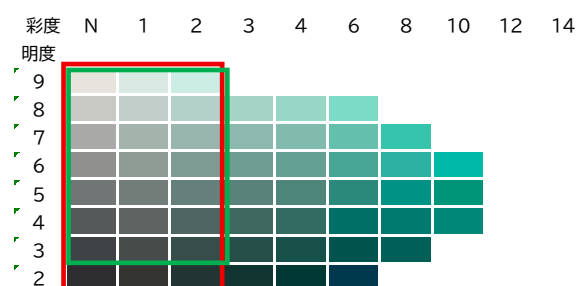
7.5G



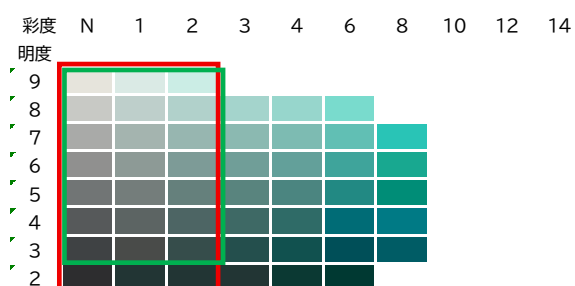
10G



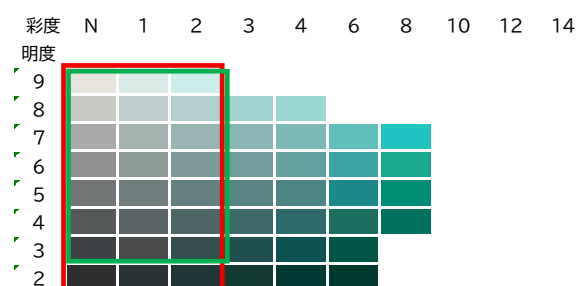
2.5BG



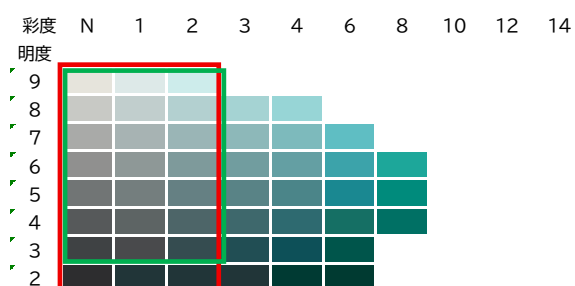
5BG



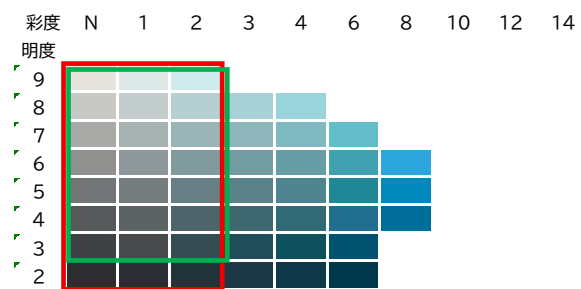
7.5BG



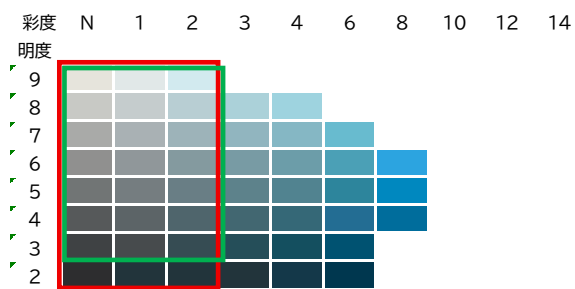
10BG



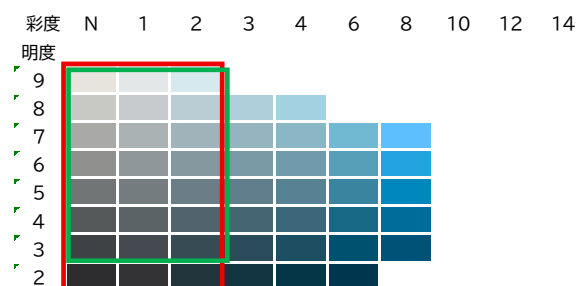
2.5B



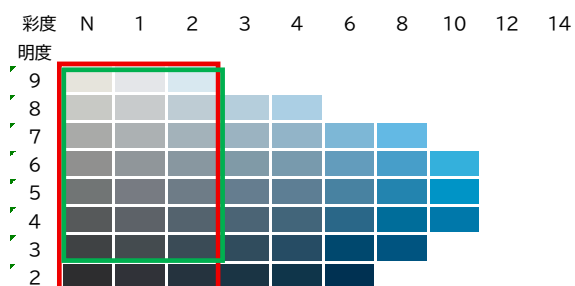
5B



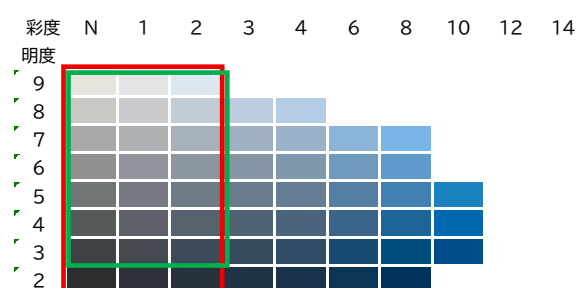
7.5B



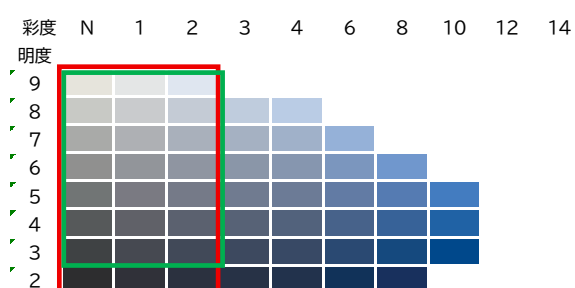
10B



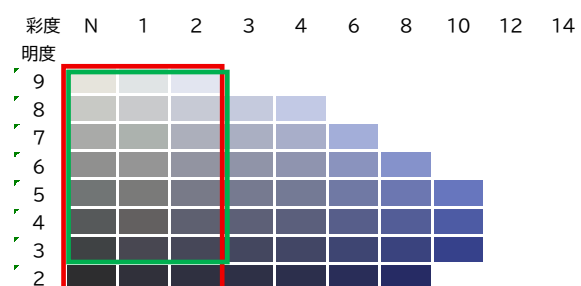
2.5PB



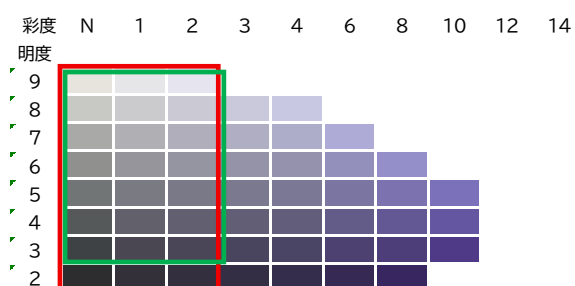
5PB



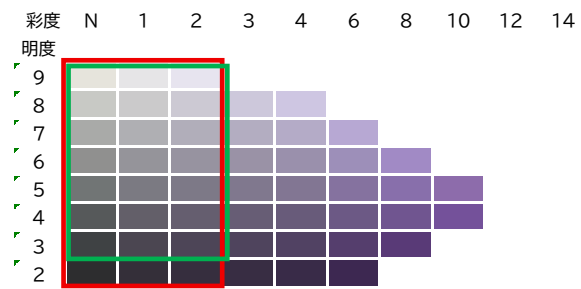
7.5PB



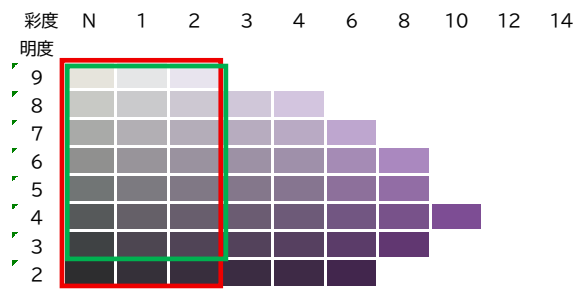
10PB



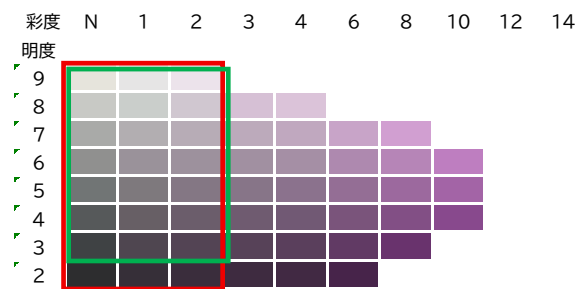
2.5P



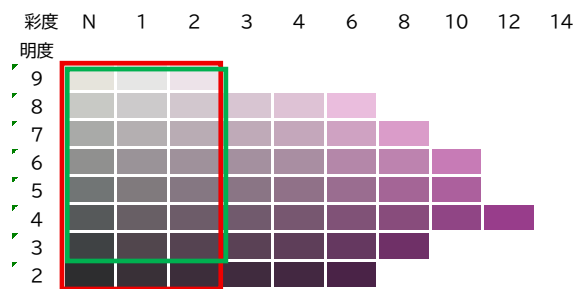
5P



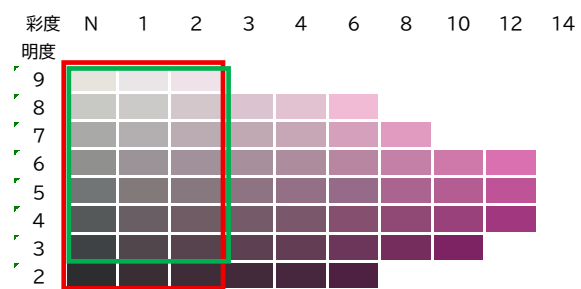
7.5P



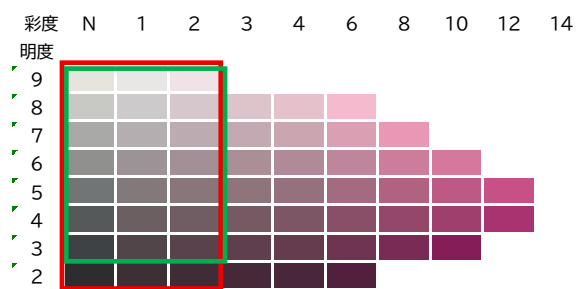
10P



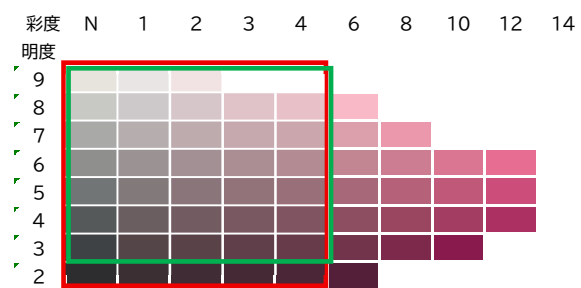
2.5RP



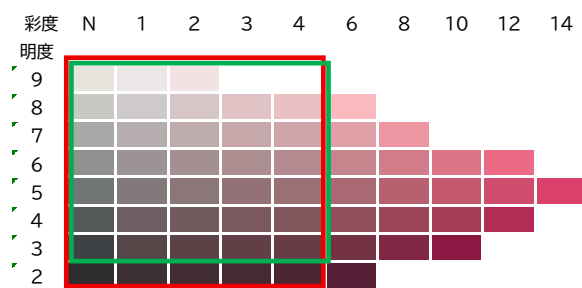
5RP



7.5RP



10RP



※各色相における色彩は、「JIS 標準色票(一般財団法人日本規格協会発行)」に準拠します。

屋外広告物編

- I 屋外広告物について
- II 屋外広告物を掲載する際のヒント(種類別)
- III 景観づくり推進地区・景観づくり重点地区における屋外広告物

I 屋外広告物について

■本ガイドラインの位置づけ

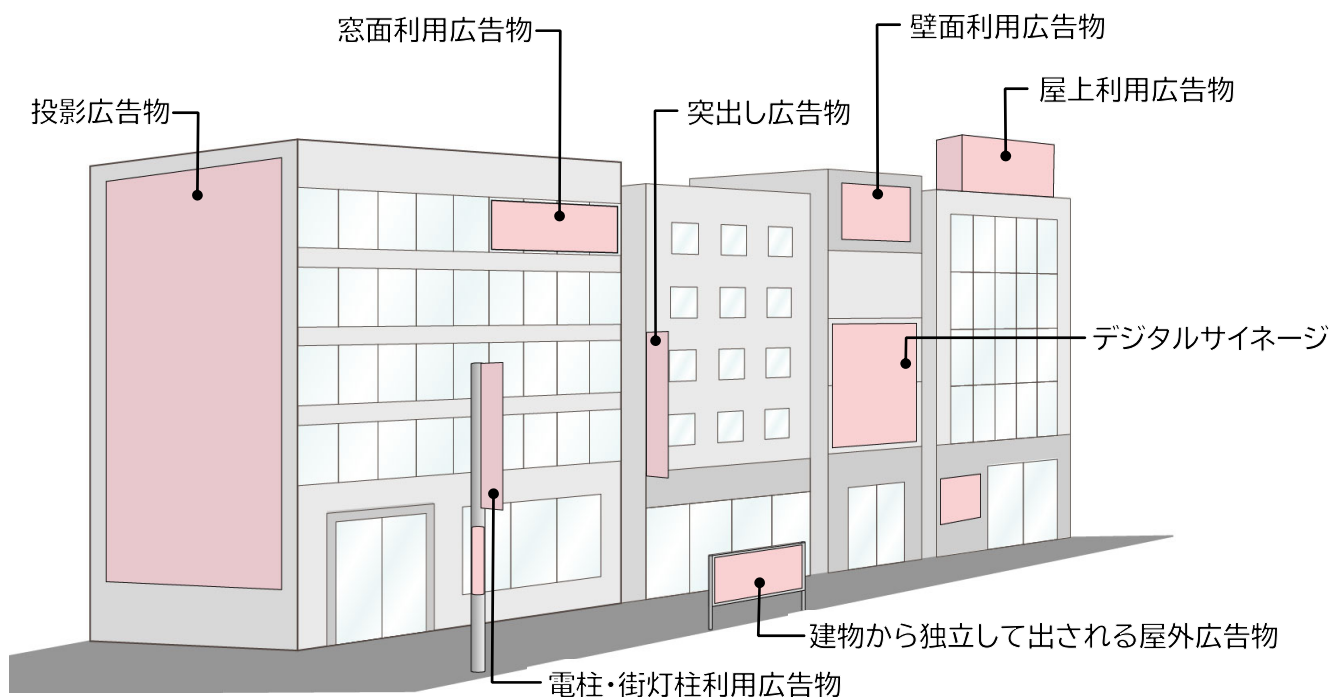
屋外広告物法では、「屋外広告物とは、常時又は、一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。」と定義されています。

この屋外広告物法に基づき、埼玉県では埼玉県屋外広告物条例を定めており、**行田市では埼玉県屋外広告物条例に基づいて許可事務を行っています。**

本ガイドラインは埼玉県屋外広告物条例の許可基準に加え、屋外広告物を掲出する際のヒントを示し、適切な誘導を図ります。また、景観形成上特に重要な地区（景観づくり推進地区・景観づくり重点地区）については、事前協議を行います。現時点では未指定であり、事前協議の対象地区はありません。

■対象とする屋外広告物の種類

本ガイドラインでは、主に以下の屋外広告物を対象とします。



Ⅱ 屋外広告物を掲載する際のヒント(種類別)

(1)屋上利用広告物

屋上広告物は建物の延長として捉え、周囲の建物によるスカイラインの連続性に配慮し、建物と一体的なデザインや見え方になるよう工夫しましょう。

ヒント	
・建物と一体的なデザインとする。 ・一つの建物に対して、必要最小限の屋上広告物の数とする。 ・隣接する建物や連続するスカイラインから突出しない高さ・規模とする。	

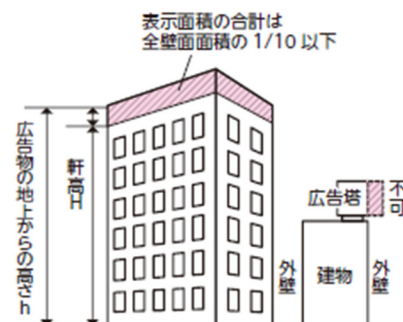
■参考:建物を利用して出される屋外広告物の基準(埼玉県屋外広告物条例の許可基準)

- 1 表示面積の合計は、建物の全壁面面積の10分の1以下であること。
ただし、10分の1が10㎡に満たないときは10㎡以下であること。
- 2 広告物の上端の高さは、地上から軒高の3分の5以下で、かつ、48m以下であること。
ただし、3分の5が12mに満たないときは、地上から12m以下であること。
- 3 建物の壁面から突き出さないこと。
- 4 新幹線鉄道の路端から500m以内の地域に出す場合は、新幹線鉄道に向けて表示しないこと。
(商業地域は除く。)

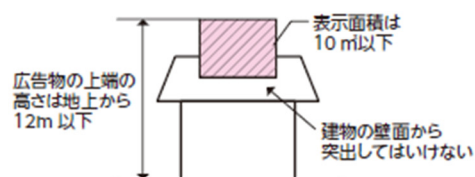
なお、建物が木造の場合の上記1～3の基準は右図のとおりです。

木造建築物以外を利用する場合

$$h \leq H \times 5/3 \text{ かつ } h \leq 48\text{m}$$



木造建築物を利用する場合



(2)壁面利用広告物

壁面利用広告物は建物の外壁の一部として捉え、開口部などの建物の表情を損なわないよう、建物の外壁と一体的なデザインや見え方になるよう工夫しましょう。

ヒント	
・建物と一体的なデザインとする。 ・壁面を覆うような大きさ・形状のものを避ける。 ・複数の広告を設置する場合は、大きさや形状を揃え、集約化するなど配置の工夫を行う。 ・周辺のまち並みの連続性に配慮し、隣接する建物の広告物と調和する大きさ・形状とする。	

■参考：建物を利用して出される屋外広告物の基準(埼玉県屋外広告物条例の許可基準)

1 表示面積は、広告物を出す壁面の面積（開口部分を含む）の5分の1以下であること。

ただし、都市計画法第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域にあっては、10分の3以下であること。

2 同一の壁面に複数の広告物を出す場合は、その合計面積が1の表示面積の基準以下であること。

3 3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさがないこと。

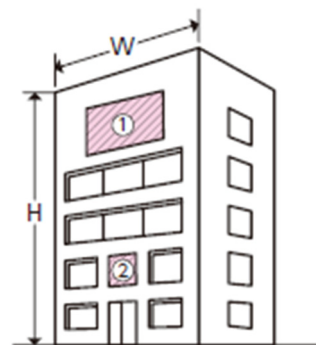
4 新幹線鉄道の路端から500m以内の地域に出す場合は、新幹線鉄道に向けて表示しないこと。

（商業地域は除く。）

$$①+② \leq H \times W \times \frac{1}{5}$$

ただし、近隣商業地域及び商業地域の場合は

$$①+② \leq H \times W \times \frac{3}{10}$$



(3)窓面利用広告物

窓の役割を考慮して、原則として窓面利用広告物の掲出は控えましょう。やむを得ず掲出する場合は、窓の役割を妨げず、すっきりとした印象を与えるよう配置しましょう。

ヒント	
・窓面を利用する広告物の掲出は控える。 ・やむを得ず掲出する場合は、必要最小限の大きさとし、開口部を覆うような表現は控える。 ・切り文字を使用するなど、色数を抑えたシンプルなデザインとする。	

■参考:建物を利用して出される屋外広告物の基準(埼玉県屋外広告物条例の許可基準)

1 表示面積は、広告物を出す壁面の面積（開口部分を含む）の5分の1以下であること。

ただし、都市計画法第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域にあっては、10分の3以下であること。

2 同一の壁面に複数の広告物を出す場合は、その合計面積が1の表示面積の基準以下であること。

3 3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさがないこと。

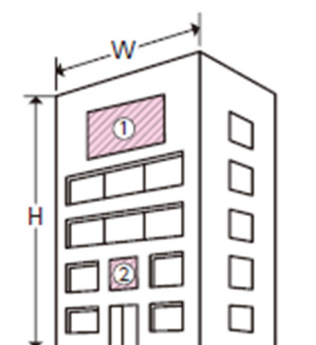
4 新幹線鉄道の路端から500m以内の地域に出す場合は、新幹線鉄道に向けて表示しないこと。

（商業地域は除く。）

$$①+② \leq H \times W \times \frac{1}{5}$$

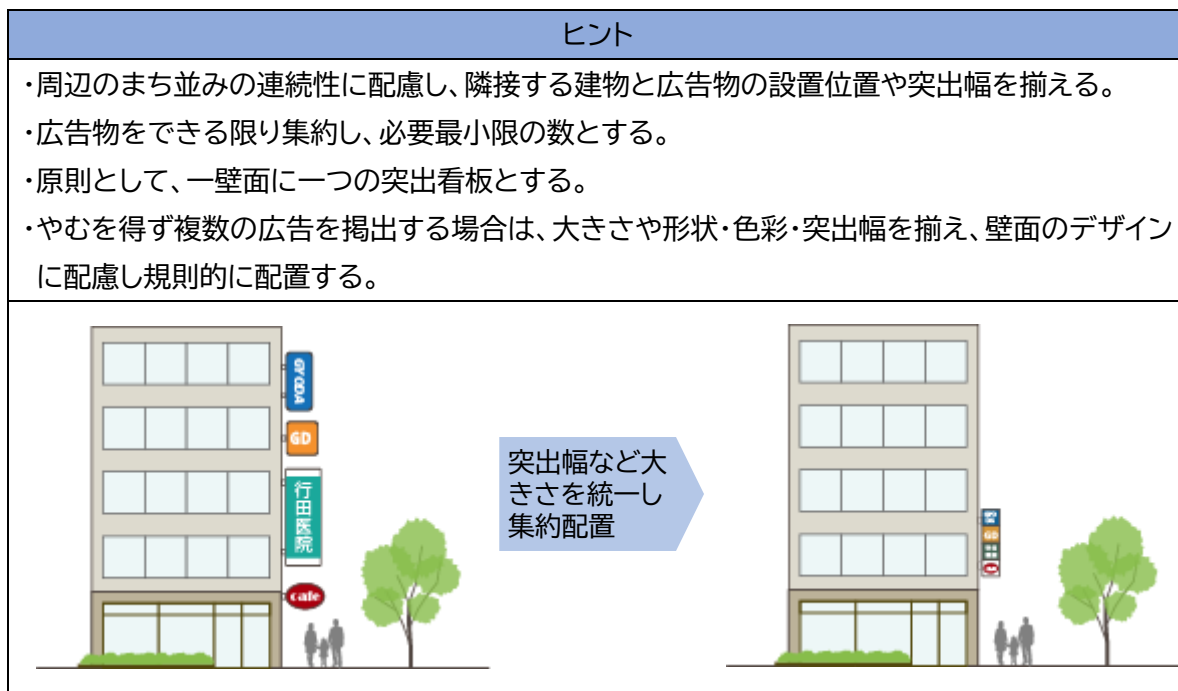
ただし、近隣商業地域及び商業地域の場合は

$$①+② \leq H \times W \times \frac{3}{10}$$



(4) 突出し広告物

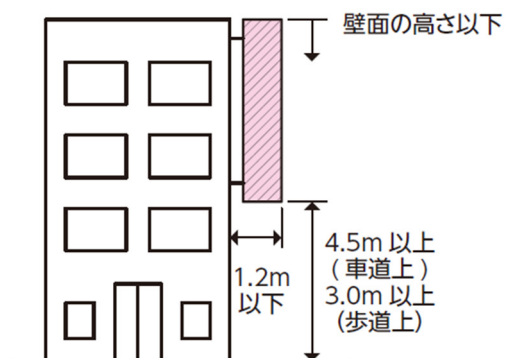
突出し広告物は壁面の一部と捉えて、周辺の建物の壁面の連続性を損なわないよう、規則的に配置しましょう。



■参考: 建物を利用して出される屋外広告物の基準(埼玉県屋外広告物条例の許可基準)

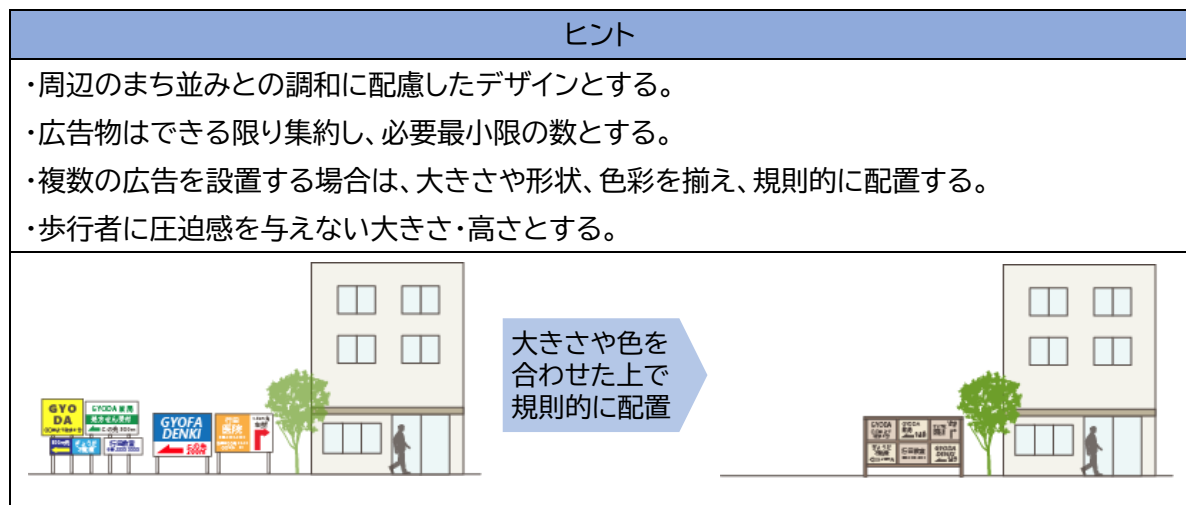
- 1 壁面からの突出し幅は、1.2m以下であること。
- 2 上端の高さは壁面の高さ以下であること。
- 3 道路上に突き出す場合(※)は、下端の高さが
歩道上は路面から3m以上であること。
車道上は路面から4.5m以上であること。

※ 道路上に突き出す場合は、道路法の許可も受けなければなりません。



(5)建物から独立して出される屋外広告物

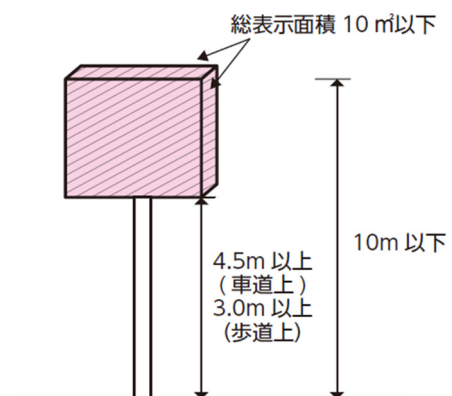
地上設置広告物は、通りの見通しや人の通行の妨げとならないような配置や大きさ・高さとなるように配慮しましょう。



■参考:建物から独立して出される屋外広告物の基準(埼玉県屋外広告物条例の許可基準)

- 表示面積は、10㎡以下であること。
ただし、自家広告にあっては60㎡以下であること。
(表裏のように複数の表示面がある場合には、その合計面積を対象とします。
複数の広告板で構成される広告物は、広告板の枚数に関わらず一つの広告物とします。)
- 上端の高さは、地上から10m以下であること。
- 道路上に突き出していないこと。
- ただし、自家広告については、道路上に突き出す場合(※)は、下端の高さが
歩道上は路面から3m以上であること。
車道上は路面から4.5m以上であること。

※ 道路上に突き出す場合は、道路法の許可も受けなければなりません。



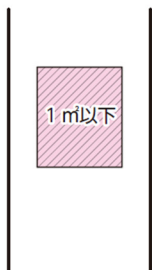
(6)簡易広告物(はり紙、はり札、広告旗、立看板)

はり紙、はり札、広告旗や立看板などの簡易な屋外広告物は、乱雑な印象を与えないように必要最小限の掲出とし、無秩序な掲出を控えましょう。通行の妨げとならないような配置や大きさ・高さとなるように配慮しましょう。

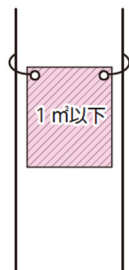
ヒント		
・必要な期間のみ掲出し、長期間の掲出は控える。 ・乱雑な印象を与える複数枚の掲出を避け、必要最小限の数とする。 ・歩行者や自転車の通行や通りの見通しを妨げない大きさ・高さ・配置とする。		
	通行の妨げとならないよう 最小限の掲出にとどめる	

■参考：建物から独立して出される屋外広告物の基準(埼玉県屋外広告物条例の許可基準)

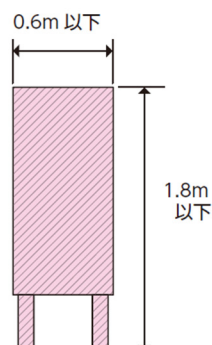
○はり紙



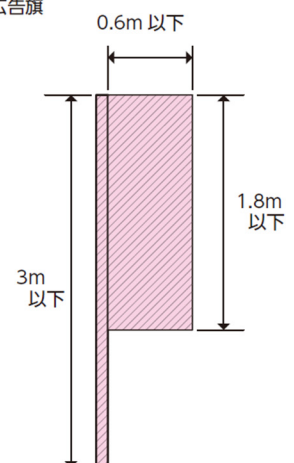
○はり札



○立看板

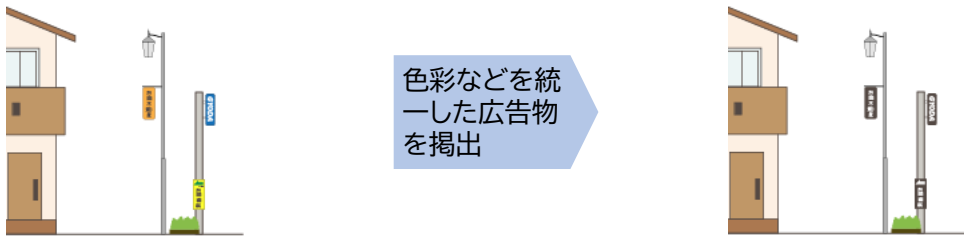


○広告旗



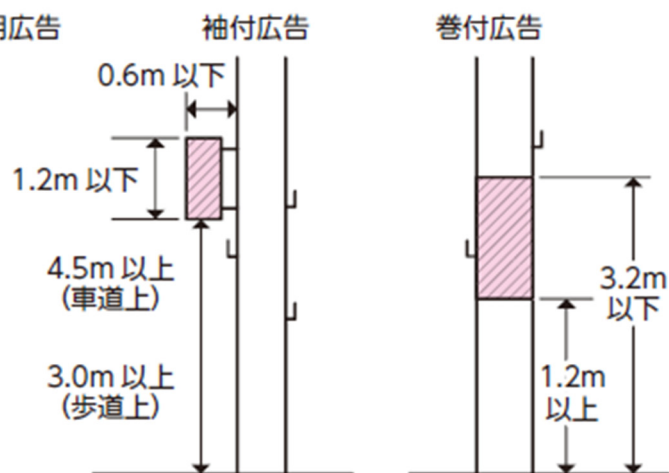
(7)電柱・街灯柱等利用広告物

原則として、道路上の電柱・街灯柱を利用した、はり紙・はり札・広告旗・立看板の広告掲出は禁止されています。しかし、一定の規格を満たしたのものについては、電柱・街灯柱標識等への広告の掲出は認められています。また、商店会街灯を利用したフラッグなどは、一時的な飾りつけをする場合等に掲出することができます。

ヒント
・隣接する広告物と大きさや形状、色彩を揃え、規則的に配置する。 ・交通標識や信号を遮らない位置に設置する。 ・まち並みのアクセントとして、通りのにぎわいづくりに配慮した質の高いデザインとする。


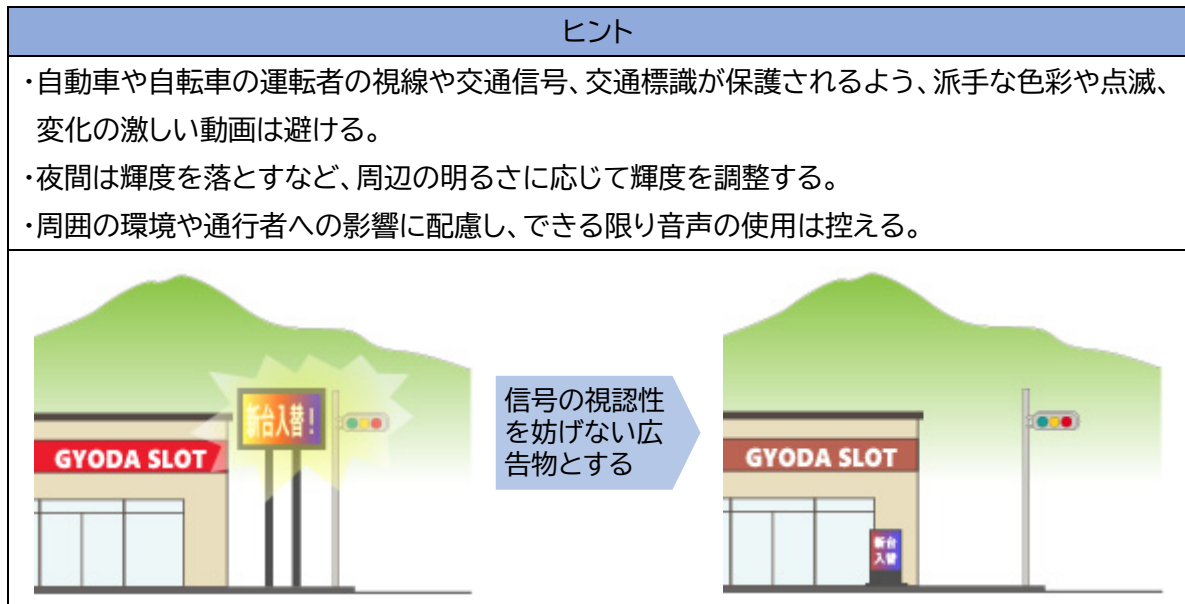
■参考:建物から独立して出される屋外広告物の基準(埼玉県屋外広告物条例の許可基準)

○電柱・街灯柱等利用広告



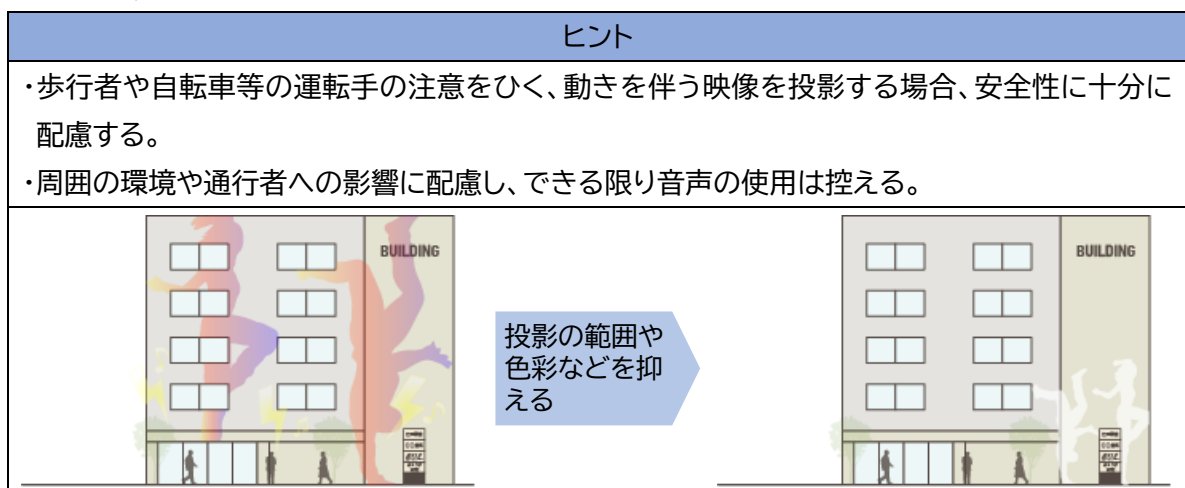
(8) デジタルサイネージ

大型ビジョン等に映像を表示するデジタルサイネージは、輝度が高く面積が大きいものが多く周辺に与える影響が大きいことから、表現の内容や方法を工夫し、まち並みとの調和に配慮しましょう。



(9) 投影広告物

建物の壁面を使ったプロジェクションマッピングや空間投影など、新しい映像広告が増えていきます。動きや音を伴うため、周囲への影響に配慮し、表現内容や方法を工夫して歩行者の安全を確保しましょう。



Ⅲ 景観づくり推進地区・景観づくり重点地区における屋外広告物

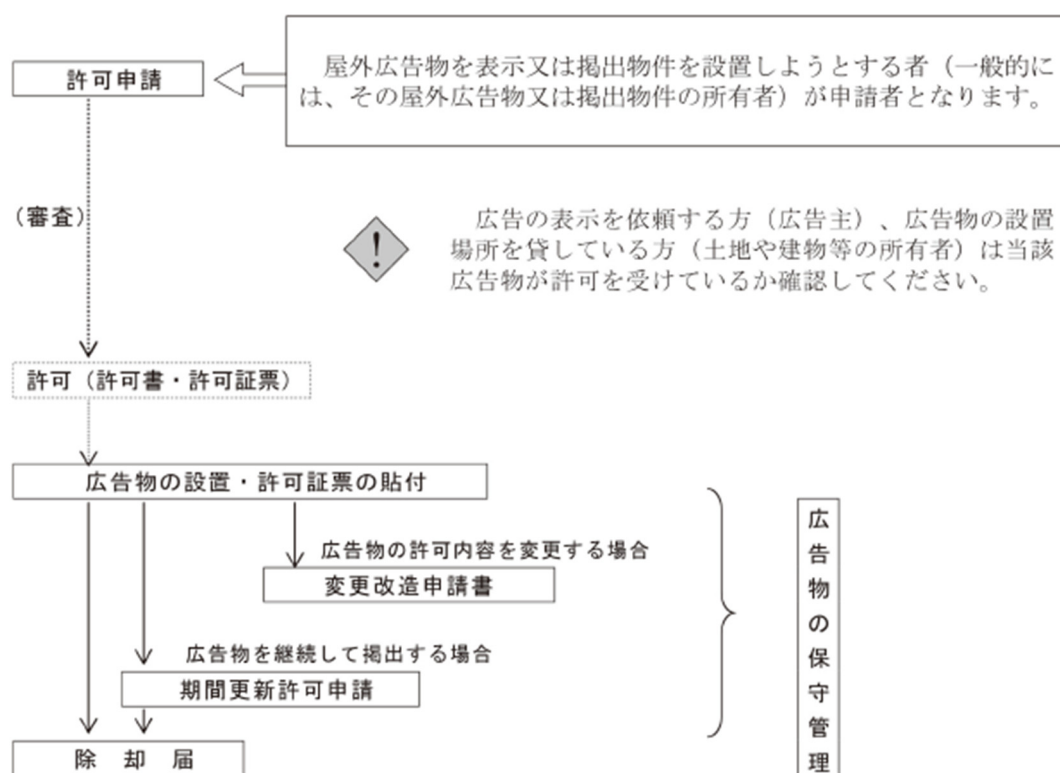
(1) 手続きフロー

参考

●埼玉県屋外広告物条例に基づく許可申請手続きの流れ

出典：埼玉県屋外広告物条例のしおり（令和7年（2025年）4月版）

屋外広告物の許可の手続きは、次のとおりです。



景観形成上特に重要な地区（景観づくり推進地区・景観づくり重点地区（現在、未指定））については、埼玉県屋外広告物条例の許可基準に加え、景観法に基づく屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項を配慮事項として定め、事前協議により誘導を図ります。現時点で、事前協議の対象となる地区はありません。

公共施設編

- I 対象とする公共施設
- II 公共施設における景観づくりの考え方
- III 施設別ガイドライン

I 対象とする公共施設

本ガイドラインは、以下の施設と事業段階を対象とします。

(1)対象施設

市内のすべての公共施設を対象とします。PFI 事業等により整備するものも対象とします。

なお、本ガイドラインでは、主に以下の公共施設について、景観デザインの考え方や具体的な配慮事項を紹介します。

(2)対象事業段階

公共施設の整備における以下の各段階を対象とします。

①構想・計画段階

景観計画区域に応じた景観形成の基準を確認し、地域の景観特性を把握した上で、公共施設の整備においてそれらを活かした景観形成の方針を定めます。

②設計・施工段階

景観形成の方針を踏まえて、その意図を設計に反映させるとともに、庁内関係課との協議により十分に検討・調整を行った上で、市や地域の景観形成を先導する洗練されたデザインを実現していきます。

③維持・管理段階

景観形成の意図を継承しつつ、時間の経過による変化に応じて維持・管理を行います。また、施設管理者と市民が連携しながら適切な維持・管理ができるしくみについても検討します。

Ⅱ 公共施設における景観づくりの考え方

2.1 公共施設における景観形成の意義

道路、河川、公園をはじめとする公共施設は人々の暮らしと密接に関わるものです。これらの施設は一般に規模が大きいこと、長期間にわたって存在し続けること、不特定多数の人々の目に触れる機会が多いことなどから、景観を構成する要素としても重要で地域のイメージを印象づけるものでもあります。また、公共施設の整備は構想、計画、設計、施工に加えて維持・管理など長期間にわたって景観上の配慮が求められることになります。

このため、公共施設において積極的に景観形成を進めることは、行田らしい景観づくりを先導し、後世に引き継がれる良質な資産の形成によって地域の価値を高め、市民が誇りと愛着をもって暮らすことのできるまちをつくっていくことにつながります。

2.2 景観形成を目指した公共施設の基本的な考え方

上記の景観形成の意義を踏まえて、公共施設による景観形成にあたって重要な考え方を以下に示します。

(1)機能と美しさを不可分のものとする

公共施設に求められる機能性と見た目の美しさは、本来、別々のものではなく不可分に結びついたものです。公共施設においては、機能性を重視することで美しさが損なわれるのはやむを得ないと考えたり、美しさを追求することはコストがかかるなど考えるのではなく、どちらかが他方を損なわず共存しているものと理解してデザインすることが重要です。

(2)地域の景観と良好な関係をつくる

公共施設は規模が大きく、地域の景観に大きな影響を及ぼすことから、公共施設においては周辺の景観との関係を十分に考えることが必要です。地域の優れた景観に馴染ませて一体となる、まち並みの背景となって地域の景観資源を引き立てる、時には自らがランドマークとなって景観を演出するなど、地域の景観との良好な関係づくりを考えてデザインすることが重要です。

(3)質の高い景観デザインの手本となる

地域らしい景観形成のためには、公共施設に限らず建築物の建築や工作物の築造にあたって地域の景観を読み解き、景観資源を活かしていくことが必要です。特に公共施設においては、景観資源を活かしたデザインの手本となり、地域の景観の価値を高める新たな景観資源を創出するなど、質の高い景観形成を目指してデザインすることが重要です。

(4)時間の流れを意識する

公共施設は一般の建築物等に比べて整備にかかる時間が長く、また存続期間も長いことから、当初のコンセプトの継承や時間の流れを意識することが必要です。このため、時代を超えて価値が持続する普遍的な美しさの発現を目指しつつ、社会の変化に応じて柔軟に対応していくスタンスを持つとともに、時の流れにより深みが増していくことなどの効果も考えたデザインが重要です。

(5)景観まちづくりを先導する

多くの人が集い利用する公共施設は人々が身近にまちと関わる装置でもあることから、公共施設においては積極的に市民との関わりを増やすことが求められます。構想・計画、設計・施工、維持・管理などのそれぞれの段階において市民が関わる機会をつくって市民の思いを受け止めるとともに、そのプロセスを通じて景観への意識の向上を図り、景観まちづくりを先導することが重要です。

Ⅲ 施設別ガイドライン

3.1 道路

(1)地域の景観構成要素としての特徴

①地域景観の骨格を形成する軸

人、モノ、情報の移動を支えるとともに、電気、水道、ガス、通信などのライフラインの収容空間となる都市基盤施設であり、線的に伸びるオープンスペースとして、物理的な空間形成を方向づける地域景観の骨格を形成する軸としての役割を担っています。



市街地における軸線を形成して都市空間に方向性を与える

②まとまりのあるまち並みを形成する基盤

地域内の性格の異なる多様な要素をつなぎ、地域を印象づける通りとして、また建築物等の施設によるまち並みを引き立てる背景として一体的なまとまりのあるまち並みを形成する基盤としての役割を担っています。



道路に沿って建築物が建ち並ぶことで通りのまち並みが形成される

③人々の交流やコミュニティの場

道路は単に移動のための交通空間としてだけでなく、地域住民の憩いの場となり、また時にはイベントの場となるなど人と人の出会いや交流、コミュニティの空間でもあり、人々の様々な活動による活気のある地域景観を生み出す役割を担っています。



道路空間は歩行者にとっても通行だけでなく憩いの場となる

(2) 景観デザインの考え方と配慮事項

① 移動による連続的な見え方の変化を意識する

道路上を移動するときに変化しながら見える周辺のまち並みなどを意識し、視点場となる空間としてデザインします。

配慮事項	
・通りに沿って視線を連続的に誘導するよう街路樹等の道路付属物をデザインする	・アーケードなどは連続性を意識しつつ単調にならないようデザインする
	
樹形を整えることによる視線の誘導効果	街路樹とアーケードのある特徴的な通り

② 沿道のまち並みを引き立て地域らしい通りをつくる

沿道の建築物等によるまち並みを引き立てる背景の要素として、また地域で培われてきた歴史や文化などの特性に応じた地域らしい通りとしてデザインします。

配慮事項	
・舗装のデザインはシンプルで落ち着いたものとする	・特徴のある地域の資源をデザインのモチーフとして活用する
	
モノトーンの落ち着いたデザイン	市の木「イチヨウ」をデザインした橋梁

③ 居心地が良く佇みたくなる空間をつくる

単なる移動空間としてだけでなく、移動を楽しみ、佇みたくなるような居心地の良い空間としてデザインします。

配慮事項	
・歩車道間の段差はできるだけ小さく連続性のあるデザインとする	・交差点部では目印となるようなデザインとする
	
歩道と車道の段差をなくしたシェアード・スペース	時計モニュメントのある交差点

3.2 河川

(1)地域の景観構成要素としての特徴

①地域景観の骨格を形成する軸

河川流域の治水により水害等に対する市街地の安全性を高める防災空間となる都市基盤施設であり、景観上は線的に伸びるオープンスペースとして、地域景観の骨格を形成する軸としての役割を担っています。



河川に沿った緑やまち並みが市街地の軸線を形成する

②視界の開放性を高めるオープンスペース

水の流れる河道部分には視界を遮るものがなく、また河川に沿って視線が誘導されることで視界の開放性が高まり、奥行きのある景観を生み出すオープンスペースとしての役割を担っています。



河川に沿って広々と視界が広がるオープンスペース

③身近に触れられる自然環境

市街地の中で私たちが水や緑、様々な生き物に触れることができるとともに、都市における水の循環を感じさせる身近な自然環境のある空間で、うるおいのある景観を生み出す役割を担っています。



市街地内の身近な場所で感じることができる自然

(2) 景観デザインの考え方と配慮事項

① 周辺の土地利用との調和を意識する

河川の流域は広域にわたりますが、住宅・店舗・工場などが立地する都市的な地域や農地・森林などの自然的な地域など沿川の土地利用や地域性との調和を意識してデザインします。

配慮事項	
・水面や緑が河川に沿って連なるうろおいの軸をつくる	・護岸や河川施設は地域の特性に合わせたデザインを工夫する
	
河川と並木による良好な環境	歴史ある地域性を活かしたデザイン

② 視線の抜けを阻害しない開放的な水辺をつくる

河川空間では視界の広がりを阻害しないよう配慮するとともに、水の流れに沿って視線を誘導することで開放的な水辺空間としてデザインします。

配慮事項	
・手すりや橋梁などが河川空間に沿った見通しを阻害しないよう工夫する	・河川に沿って視線を連続的に誘導するよう樹木を配置する
	
水面への視線を遮らない手すり	樹木の列植による視線の誘導効果

③ 親水性の高い空間をつくる

河川へのパブリックアクセスを確保するとともに、水辺を眺めるだけでなく、水辺に近づける親水性の高い空間をつくります。

配慮事項	
・石や緑など自然素材を活かして護岸をデザインする	・人々が水辺に近づける場所を積極的にしつらえる
	
緑で覆われた護岸	水辺の遊歩道

3.3 公園

(1)地域の景観構成要素としての特徴

①地域景観の魅力を高めるオープンスペース

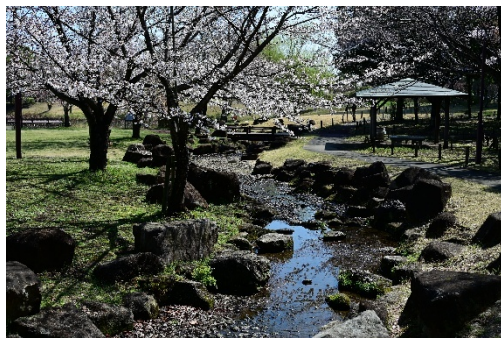
公園は、人々の休息や憩いの空間、ヒートアイランドの緩和のための緑地、災害時の避難場所などの機能を持つ都市基盤施設であり、景観上は市街地内にあっても開放感をもたらし地域の魅力を高めるオープンスペースとしての役割を担っています。



市街地内のまとまったオープンスペースとして多様な効果を生み出す

②地域景観における緑のネットワーク拠点

建物敷地内の庭木などの植栽やプランターなどの小さな緑、街路樹などの道路空間の緑、河川空間の緑など、地域内の様々な緑をつなぐネットワークの拠点となる緑の空間としての役割を担っています。



都市に潤いを与える水と緑のネットワークの拠点となる

③生活に根ざした人々の営みの舞台

日常的な休息や休養の場として、またイベントの場として利用されるなど、市民にとっては生活に根ざした営みの舞台であり、景観を構成する要素でもある人々の活動による地域景観を生み出す役割を担っています。



公園内の広場は地域住民によるイベント会場にもなる

(2) 景観デザインの考え方と配慮事項

① 周辺の緑との連続性を意識する

通りに沿って見える敷地内の緑、公共施設や社寺などのまとまった規模の緑、道路や河川などの緑など周辺の緑との連続性を意識してデザインします。

配慮事項	
・通りから見える位置に印象的な植栽をしつ らえる	・四季を通じて楽しめるよう樹種の選定や配 置を工夫する
	
通りに面して植えられた高木	季節に応じて彩る多様な緑

② 地域らしさを活かした公園をつくる

地域の歴史や文化、高低差などの地形の特徴、固有の植生などとともに、地域性や公園の性格に応じた使われ方を考慮した地域らしさを活かしてデザインします。

配慮事項	
・地域の歴史や文化などの資源をデザインに 取り入れる	・地形の特徴や地域に固有の植生を活かして デザインする
	
忍城に合わせた和風のデザイン	忍城のお堀を活用して整備された公園

③ 居心地が良く自由に過ごせる空間をつくる

公園を利用する人々にとって居心地が良く、それぞれが自分らしく自由に過ごせる空間としてデザインします。

配慮事項	
・緑や水を活かして落ち着いて憩える空間を つくる	・開放的な広場や落ち着いたスペースなど空 間の多様性を高める
	
公園内に整備された親水空間	東屋とせせらぎのある公園

3.4 公共建築物

(1)地域の景観構成要素としての特徴

①地域景観のランドマーク

公共建築物は用途に応じた公共サービスを提供する都市基盤施設であり、規模が大きいものが多く、また人々が利用しやすく目立つ場所に立地することが多いことから、景観上は地域のランドマークとしての役割を担っています。



田んぼアートや蓮を眺められるタワーがランドマークになっている

②魅力的な景観形成を先導する地域資産

公共セクターが主体となって整備する公共建築物は、長期間にわたって存在するものであり、地域の特性や敷地の特徴を読み解いて丁寧にデザインされたものは魅力的な景観形成を先導する地域資産としての役割を担っています。



存在感を示しつつ主張すぎない質の高いデザイン

③シビックプライドを醸成する地域のシンボル

公共建築物は多くの人々の目に触れる機会や日常的な利用の機会が多く、市民にとっては親しみがあり地域の誇りとしても認識されやすい建築物であり、シビックプライドを醸成する地域のシンボルとしての役割を担っています。



地域の歴史や文化を代表するシンボルである忍城

(2)景観デザインの考え方と配慮事項

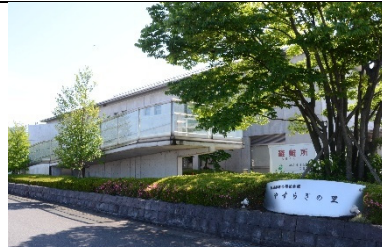
①記憶に残る形態を意識する

施設の用途や立地条件などに十分に配慮しつつ、人々の記憶に残る印象的な建築物としてデザインします。

配慮事項	
・公共施設としての風格を感じさせる形態となるようデザインする	・地域性や施設の性格に応じて印象的な形態を演出する
	
シンプルでありながらも風格を感じさせるデザイン	瓦屋根による和風のデザイン

②地域らしさを体現する建築物をつくる

施設が立地する地域の成り立ちや歴史、培われてきた文化などの特性を読み解き、地域らしさを体現する建築物としてデザインします。

配慮事項	
・地域の歴史や文化などの資源をデザインモチーフとして活用する	・敷地の規模に応じて緑の空間やオープンスペースを提供する
	
足袋蔵をイメージさせる和風のデザイン	通りに面して配置された植栽

③施設の性格に応じた親しみやすい空間をつくる

施設の性格に応じた市民による利用のされ方を考慮し、屋内外において親しみやすい空間となるようデザインします。

配慮事項	
・エントランスは人々を招き入れる空間となるよう工夫する	・人々が集い交流できる魅力的な場を提供する
	
施設のエントランスに設置されたゲート	大正時代の洋館建築をカフェとして活用

手続き編

I 手続きのフロー

II 届出対象となる行為と規模

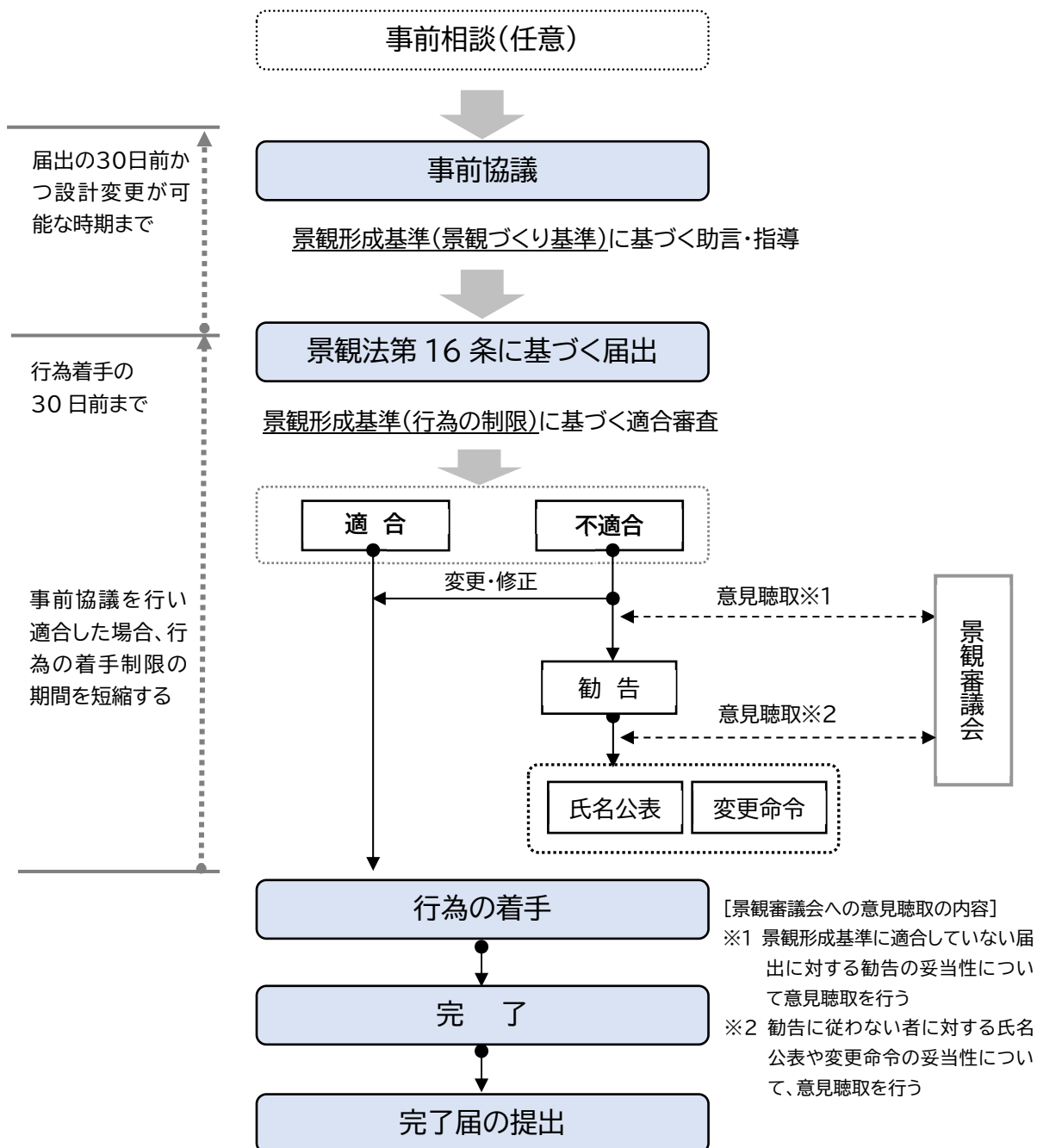
III 手続き等に必要書類

I 手続きのフロー

届出が必要な行為は、景観法に基づく届出の30日前かつ設計変更が可能な時期までに事前協議を行うとともに、行為着手の30日前までに市長へ届出が必要です。

景観形成基準に適合しない場合は、景観審議会への意見聴取の上、勧告や氏名公表、変更命令を行うことがあります。

■建築行為等の手続きのフロー



Ⅱ 届出対象となる行為と規模

次に掲げる建築物等の建築行為は、景観法第16条第1項に基づき市長に届出が必要です。

なお、通常の管理行為、軽易な行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為等については、届出の対象から除外されています。このほか、景観法や行田市景観条例・規則により届出の対象から除外される行為があります。

除外される行為の例

- ・建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（開発行為）
- ・重要文化財をはじめとする文化財の現状変更や修理など
- ・都市公園区域内、都市施設内で行う行為など

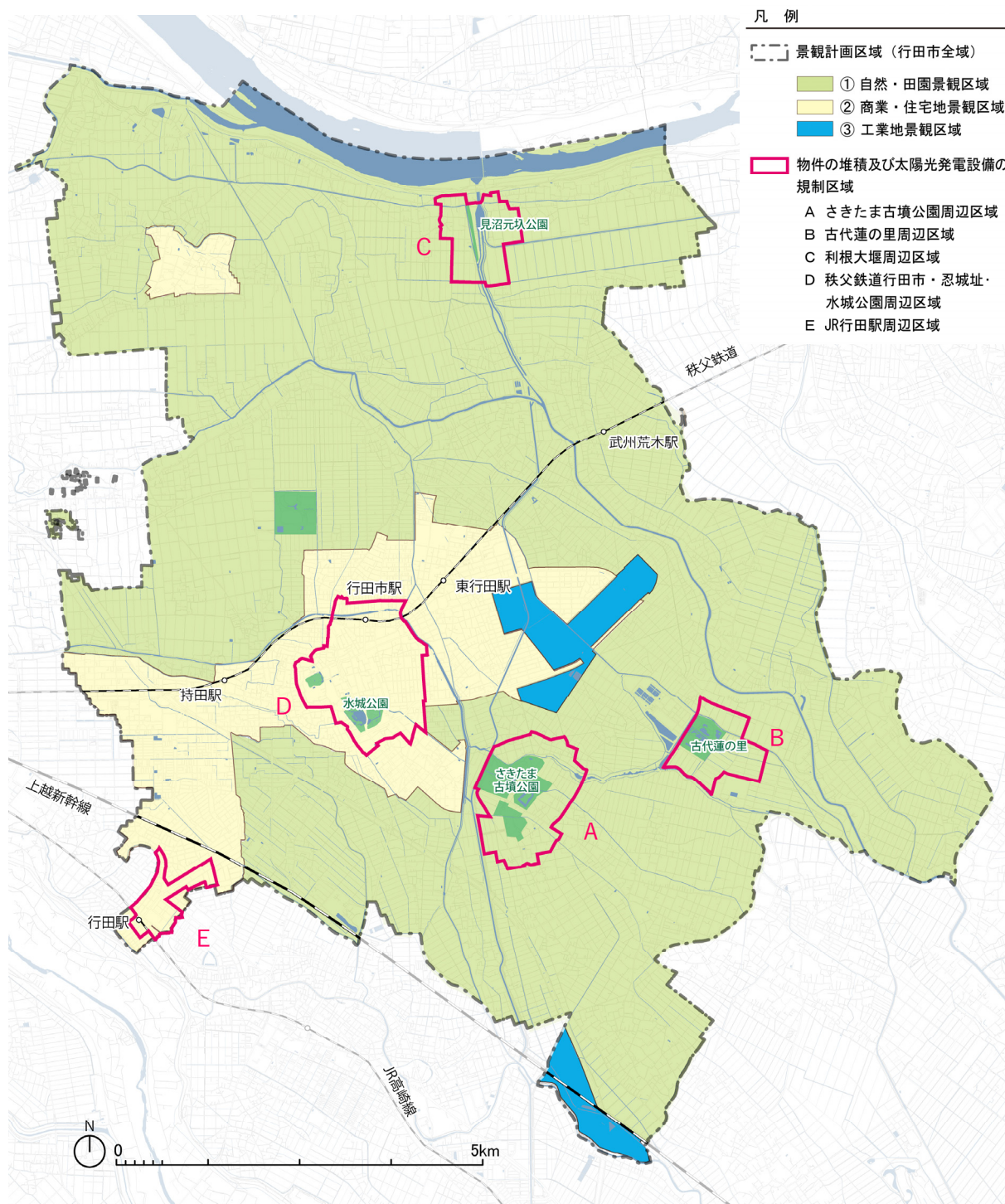
■景観計画区域(市内全域)における届出対象行為と規模

行 為		対 象
建築物	新築、増築、改築又は移転	高さが15mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが15mを超えるもの、又は建築面積が1,000㎡を超えるもので、その外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの
工作物 (太陽光発電設備は除く)	新設、増築、改築又は移転	高さが15mを超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが15mを超えるもので、その外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの

■物件の堆積及び太陽光発電設備の規制区域に追加する届出対象行為と規模

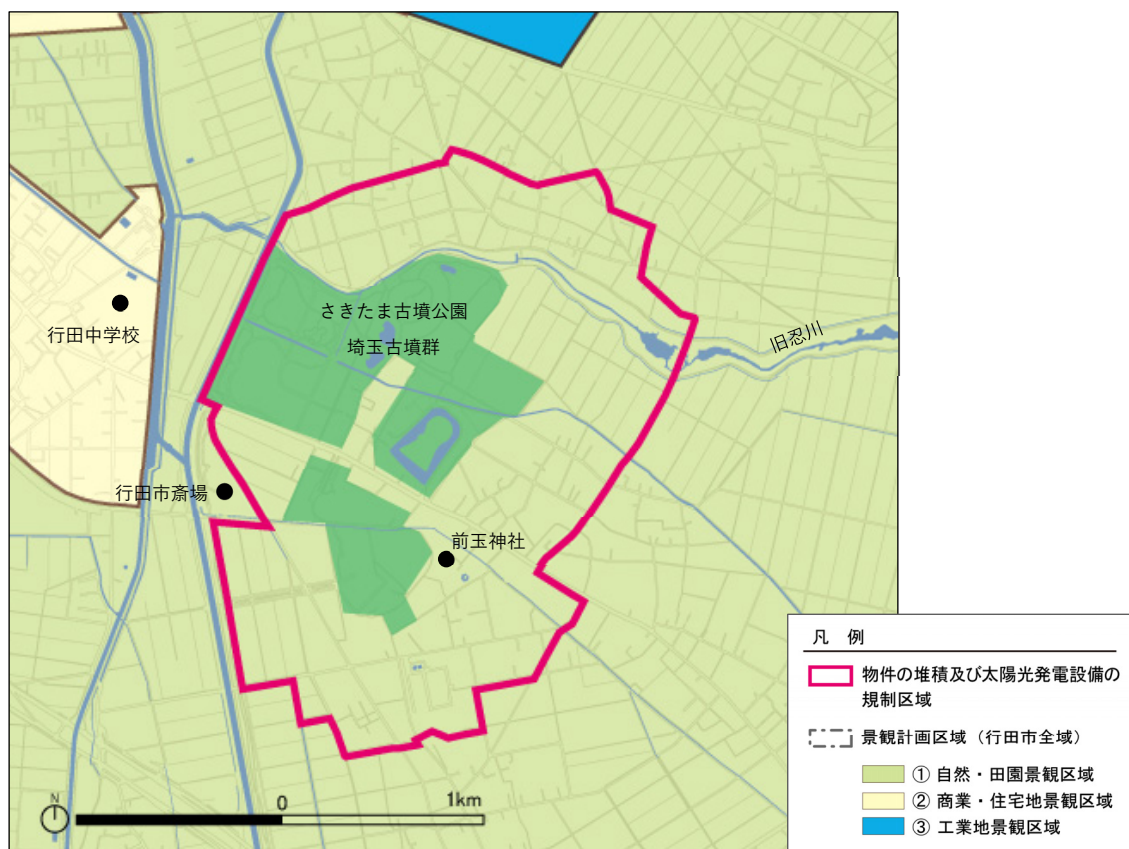
行 為	対 象	
物件の堆積	堆積物の高さが1.5mを超え、かつ、行為の対象となる土地の面積が500㎡を超えるもの	
太陽光発電設備	新設、増築、改築又は移転	行為の対象となる土地の面積が1,000㎡を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	行為の対象となる土地の面積が1,000㎡を超えるもので、その外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの

■景観計画区域、物件の堆積及び太陽光発電設備の規制区域

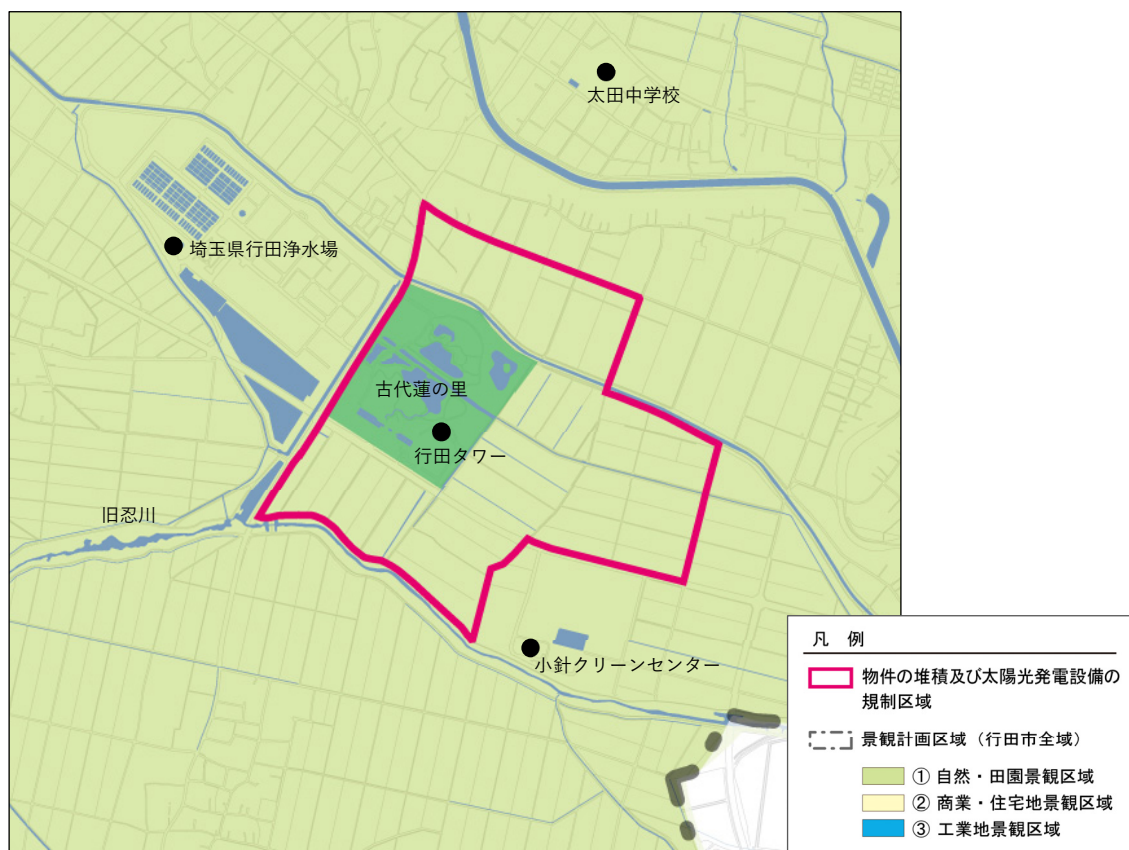


■物件の堆積及び太陽光発電設備の規制区域詳細

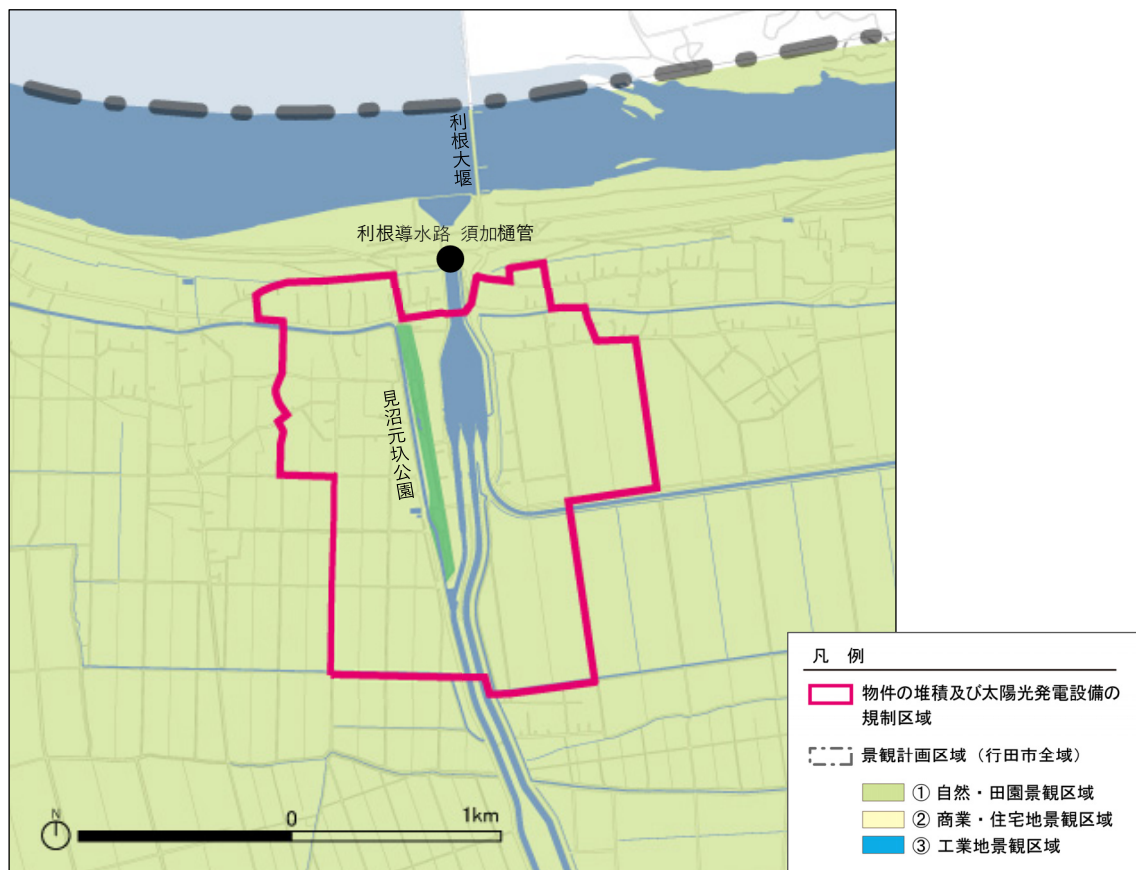
A さきたま古墳公園周辺区域



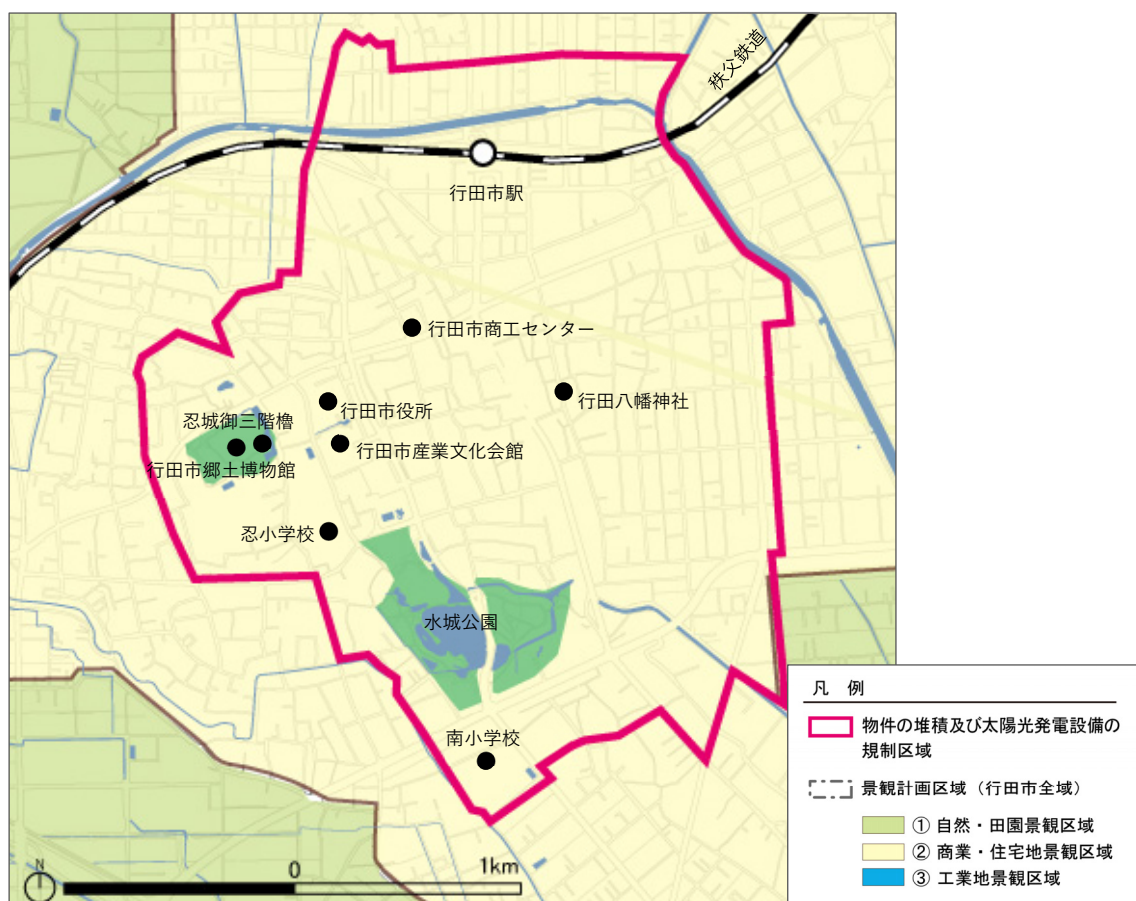
B 古代蓮の里周辺区域



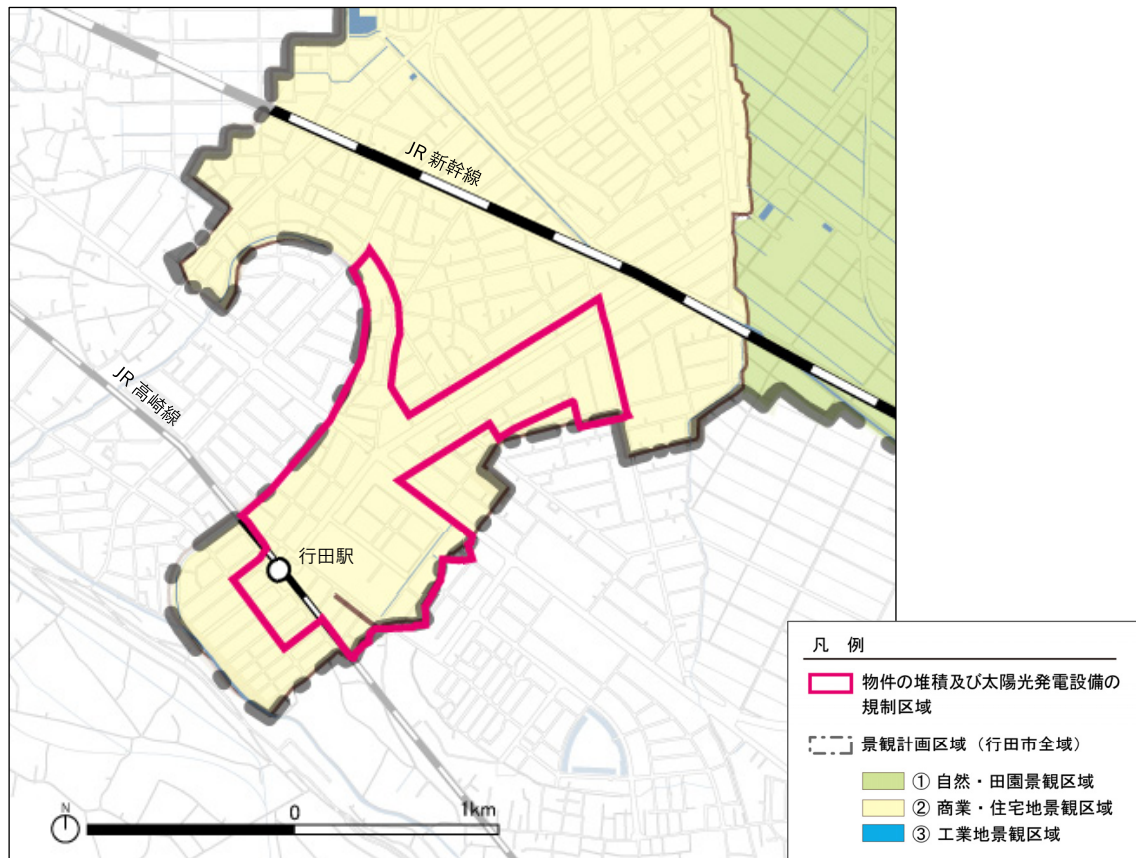
C 利根大堰周辺区域



D 秩父鉄道行田市駅・忍城址・水城公園周辺区域



E JR 行田駅周辺区域



1 建築物

[対象区域]

・景観計画区域を対象とします。

[対象建築物]

・建築基準法第2条第1号に定める建築物(※)を対象とします。

※土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)

(1)建築物の新築、増築、改築又は移転

新築等(※1)を行うもののうち、次に掲げる規模のもの(※2)

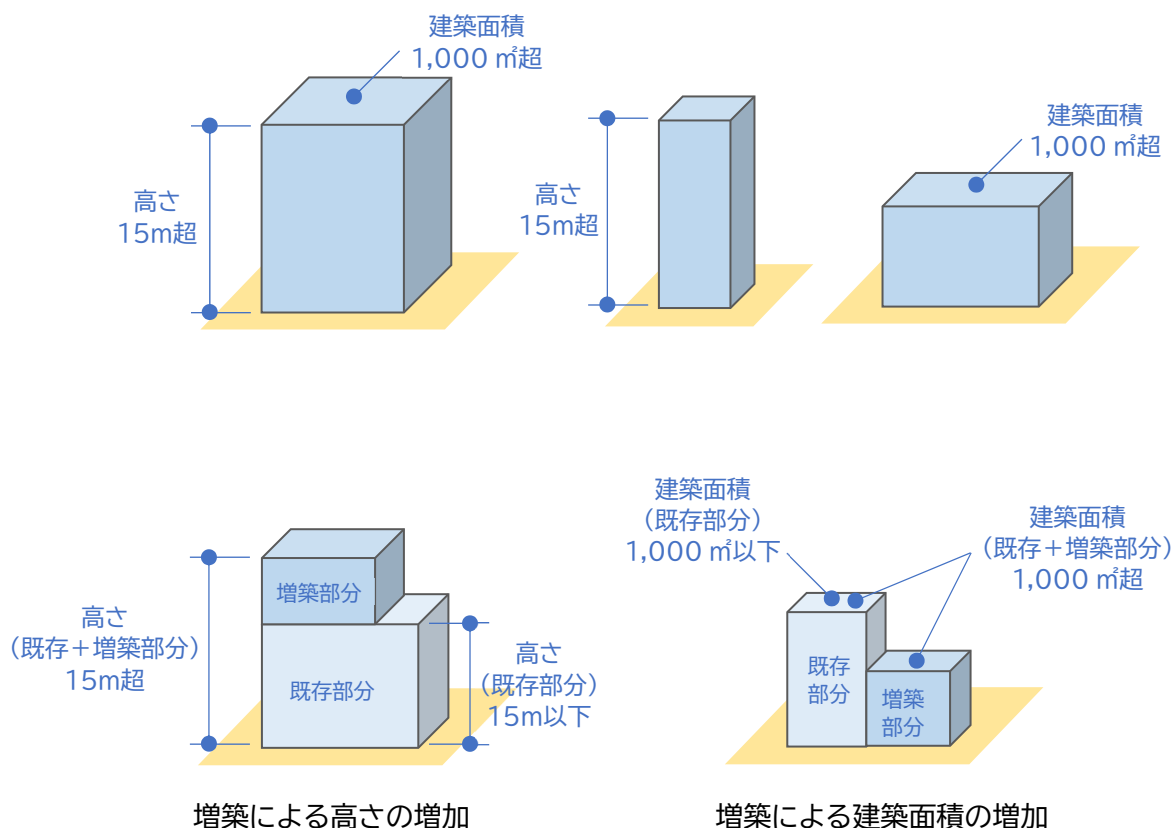
・新築等後の高さ(※3)が、15m超・建築面積が 1,000 m²超の建築物

※1 新築、増築、改築又は移転

※2 増築、改築又は移転等の建築物の規模が上記の規模に該当するもののうち、増加する建築面積が 10 m²以下のものは対象外

※3 建築確認申請時の最高高さ(建築基準法施行令第2条第1項第6号に定める高さの算定方法を参考とする)

●届出が必要なケース



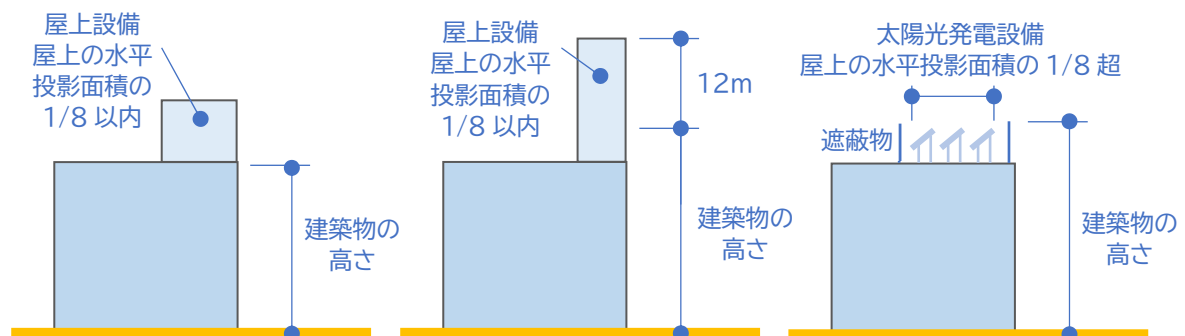
●建築物の高さの算定の考え方

- ・屋上設備(※1)の水平投影面積の合計が建築面積の 8 分の1以内の場合は 12m(絶対高さ制限や日影規制があるときは 5m)までは高さに算入しません、超えた部分は高さに算入します。
- ・太陽光発電設備(修景・遮蔽物を除く)を屋上の水平投影面積の 8 分の 1 を超えて設置する場合は高さに参入します。
- ・軽微な屋上突出物(煙突を除く)(※2)は高さに参入しません。

※1 階段室、昇降機塔、機械室(空調・排煙・発電等)、吊り上げ式自動車車庫の機械室等、キュービクル、空調機設備等

※2 建築物の躯体(採光、換気窓、ダクト、箱棟等)、外装部材(鬼瓦、装飾用工作物、手摺等)、建築設備(避雷針、アンテナ等)

煙突は、建築基準法上は屋上突出物と同様の扱いであるが、景観上大きな影響を及ぼすものであることから高さに参入

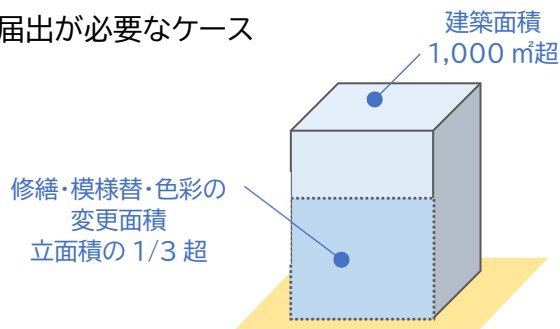


(2)建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

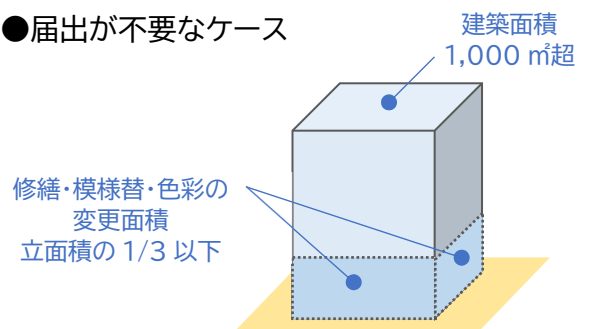
届出対象となる建築物の修繕等(※1)を行うもので、外観のうち当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの

※1 外観を変更することとなる修繕若しくは模様換え又は色彩の変更

●届出が必要なケース



●届出が不要なケース



2 工作物(太陽光発電設備は除く)

[対象区域]

・景観計画区域を対象とします。

[対象工作物]

・以下の工作物を対象とします。

(1)建築基準法施行令第138条第1項各号に掲げる工作物	①高さが6メートル超の煙突 (支杵及び支線がある場合においては、これらを含み、ストーブの煙突を除く。) ②高さが15メートル超の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱 (旗ざお並びに架空電線路用及び電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用のものを含む)など ③高さが4メートル超の広告塔、広告板、装飾塔、記念塔など ④高さが8メートル超の高架水槽、サイロ、物見塔など ⑤高さが2メートル超の擁壁
(2)建築基準法施行令第138条第2項各号に掲げる工作物	①乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの ②ウオーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設 ③メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
(3)建築基準法施行令第138条第4項各号に掲げる工作物	①準工業地域、工業地域及び工業専用地域以外にある鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用するもの ②準工業地域、工業地域及び工業専用地域以外にあるレディミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用する製造の用途に供するもの ③工業地域及び工業専用地域以外にあるアスファルト、コールタール、木タール、石油蒸溜産物又はその残リかすを原料とする製造の用途に供するもの ④自動車車庫の用途に供するもの(用途地域や築造面積により要件が異なる) ⑤第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域にある高さが8メートル超えるサイロ等で飼料、肥料、セメント等を貯蔵するもの ⑥汚物処理場、ごみ焼却場、ごみ処理施設、産業廃棄物処理施設の用途に供するもの

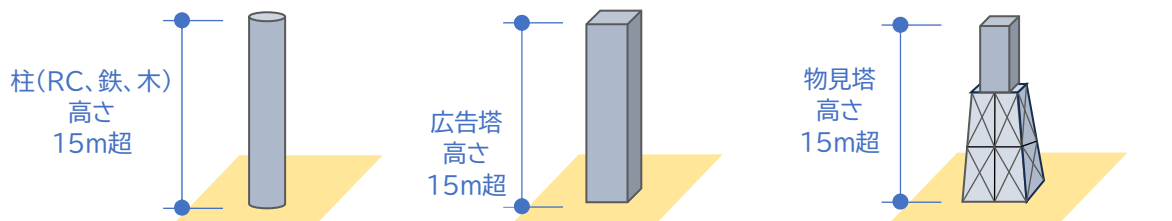
(1) 工作物の新設、増築、改築又は移転

新設等(※1)を行うもののうち、次に掲げる規模のもの
・新設等後の高さが15m超の工作物(※2)

※1 新設、増築、改築又は移転

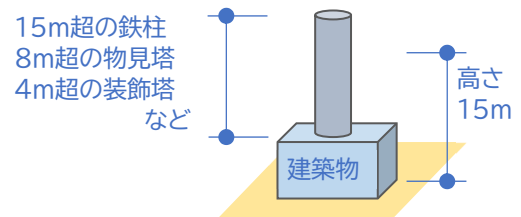
※2 建築基準法施行令第138条第1項、第2項、第4項に規定する工作物（63ページ参照）

●届出が必要なケース



屋上に設置する工作物

・工作物に該当するものを建築物の屋上に設置し、合計高さが15mを超える場合は工作物の届出が必要です。

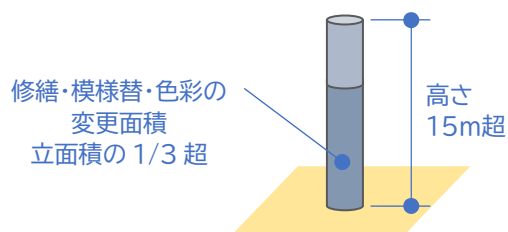


(2) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

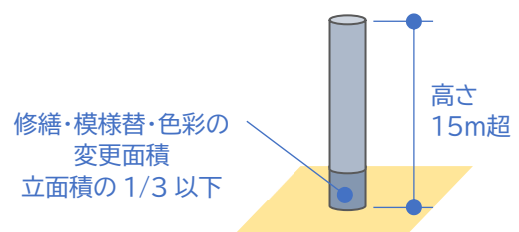
届出対象となる工作物の修繕等(※1)を行うもので、外観のうち当該工作物の対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの

※1 外観を変更することとなる修繕若しくは模様換え又は色彩の変更

●届出が必要なケース



●届出が不要なケース



3 物件の堆積

[対象区域]

・物件の堆積の規制区域である 5 つの区域を対象とします(57～60 ページ参照)。

[対象物]

・90日を超えて継続する以下の堆積物を対象とします。

- ・土砂等(埋立てに供するものを除く)
- ・廃棄物(ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液体状のもの)
- ・再生資源(使用済物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるもの)
- ・その他の物件(資材など)

(1)物件の堆積

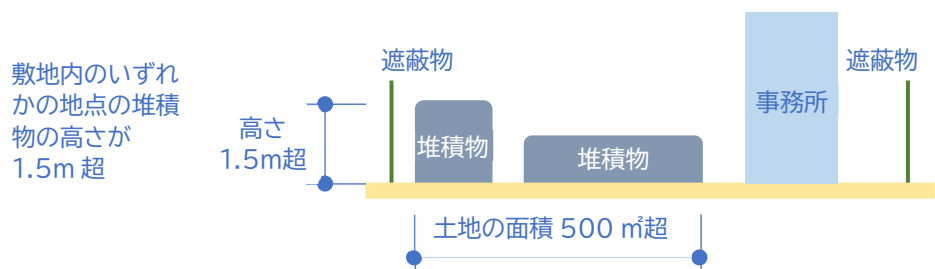
新たに堆積を行うもののうち、次に掲げる規模のもの

- ・土地の面積(※1)が 500 m²超かつ堆積物の高さ(※2)が 1.5m超

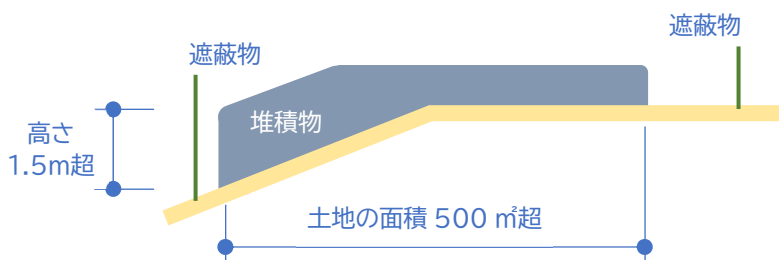
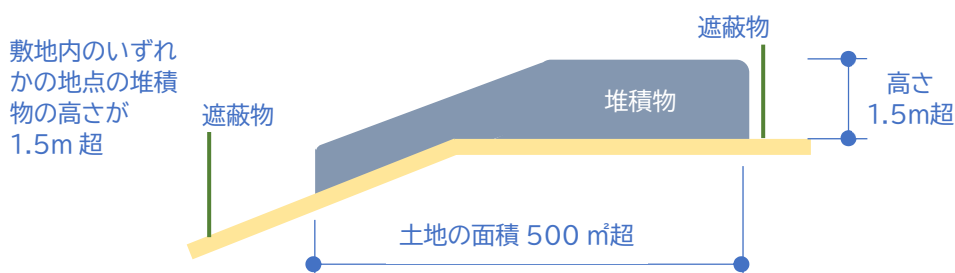
※1 堆積物を堆積する部分の土地の面積

※2 堆積物の最高高さで修景・遮蔽物は除く

●届出が必要なケース



敷地内に高低差がない場合



敷地内に高低差がある場合

4 太陽光発電設備

[対象区域]

・太陽光発電設備の規制区域である 5 つの区域を対象とします(57～60 ページ参照)。

[対象設備]

・下記の太陽光発電設備及び附属設備を対象とします。

太陽電池モジュール、太陽電池架台、キュービクル(接続ユニット、パワーコンディショナー、受変電設備)(※)、修景・遮蔽物

※ 接続ユニット、パワーコンディショナー、受変電設備については、土地に自立して設置するもののみ対象(架台等に取り付けるタイプのものは対象外)

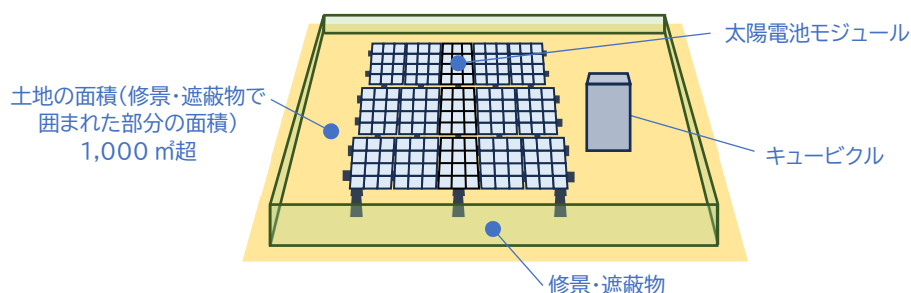
(1)太陽光発電設備の新設、増築、改築又は移転

新設等(※1)を行うもののうち、次に掲げる規模のもの
・土地の面積(※2)が 1,000 m²超

※1 新設、増築、改築又は移転

※2 修景・遮蔽物で囲まれた部分の面積。また、同一の届出者が複数の太陽光発電設備を近接して設置し、受変電設備等の附属設備を一体的に利用する場合でも行為の対象となる敷地ごとの面積

●届出が必要なケース



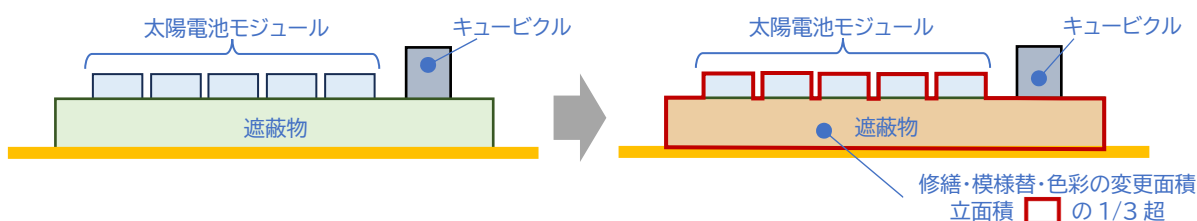
(2)太陽光発電設備の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

届出対象となる太陽光発電設備の修繕等(※1)を行うもので、当該修繕等の対象となる面積が各立面(※2)の面積の3分の1を超えるもの

※1 外観を変更することとなる修繕若しくは模様換え又は色彩の変更

※2 修景・遮蔽物(フェンス等の透過性のあるものも含む)及び太陽電池モジュールの立面(キュービクルは対象外)

●届出が必要なケース



Ⅲ 届出等に必要な書類

事前協議及び届出にあたっては、以下の図書を準備してください。

建築物・工作物(太陽光発電設備を除く)

添付図書	概要	明示すべき事項
【事前協議】		
(1)事前協議書	規則様式第 3 号 【参考】様式集 75～78 ページ	
(2)景観形成基準対応説明書	【参考】様式集 80～81 ページ	
(3)付近見取図	建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500 分の1以上のもの	・縮尺 ・方位 ・道路 ・目標となる建物 ・届出等に係る敷地の区域
(4)現況写真	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真	
(5)配置図	当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺 100 分の1以上のもの	・縮尺 ・方位 ・敷地の境界線 ・敷地内における建築物、工作物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員 ・隣接する土地の建築物等の種類 ・現況写真の撮影方向
(6)平面図	当該敷地内における建築物の各階平面図(1階平面図には外構も明記すること。)で縮尺 100 分の1以上のもの	・縮尺 ・方位
(7)立面図	全ての立面を表示した立面図で縮尺 100 分の1以上のもの	・建築物又は工作物の外観の全てを表示した立面図であること ・当該建築物又は工作物に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル値が記載されていること ・縮尺 ・方位 ・寸法 ・開口部の位置 ・外観に使用する材料の種類 など
(8)その他参考となるべき事項を記載した図書	上記の他に参考となる事項が掲載された図書がある場合は、添付すること。	
(9)委任状	代理人が届出等を行う場合は、添付すること。	・委任する業務 ・委任先 会社名、代表者名、担当者名、連絡先など ・委任元 会社名、代表者名、担当者名など

【届出】	
(1)景観計画区域における行為届出書	規則様式第 2 号 【参考】様式集 72～74 ページ
(2)事前協議書の写し	
【完了報告】	
(1)景観計画区域における行為の完了報告書	規則様式第 13 号 【参考】様式集 79 ページ
(2)完了後の写真	
(3)撮影位置・方向を示した図面	・撮影方向 ・方位

物件の堆積

添付図書	概要	明示すべき事項
【事前協議】		
(1)事前協議書	規則様式第 3 号 【参考】様式集 75～78 ページ	
(2)景観形成基準対応説明書	【参考】様式集 82～83 ページ	
(3)付近見取図	物件の堆積を行う土地の位置及び当該土地の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500 分の1以上のもの	・縮尺 ・方位 ・道路 ・目標となる建物 ・届出等に係る敷地の区域
(4)現況写真	当該土地及び当該土地の周辺の状況を示す写真	
(5)配置図	当該土地の区域内における物件の堆積を行う位置並びに堆積の方法及び高さを表示する図面で縮尺 100 分の1以上のもの	・縮尺 ・方位 ・土地の寸法、面積 ・土地の境界線 ・土地の区域内における物件の堆積（遮蔽物を含む）の位置並びに土地に接する道路の位置及び幅員 ・堆積の方法及び高さ ・隣接する土地の建築物等の種類 ・現況写真の撮影方向
(6)立面図	物件の堆積の外観の立面図で縮尺100分の1以上のもの	・物件の堆積の外観をすべて表示する面数であること（同じ立面であれば兼ねることは可） ・遮蔽物（植栽の場合を除く）に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル値が記載されている立面図であること ・遮蔽物に使用する材料の種類及び高さ ・縮尺 ・方位 ・寸法
(7)その他参考となるべき事項を記載した図書	上記の他に参考となる事項が掲載された図書がある場合は、添付すること。	

(8)委任状	代理人が届出等を行う場合は、添付すること。	・委任する業務 ・委任先 会社名、代表者名、担当者名、連絡先など ・委任元 会社名、代表者名、担当者名など
【届出】		
(1)景観計画区域における行為届出書	規則様式第 2 号 【参考】様式集 72～74 ページ	
(2)事前協議書の写し		
【完了報告】		
(1)景観計画区域における行為の完了報告書	規則様式第 13 号 【参考】様式集 79 ページ	
(2)完了後の写真		
(3)撮影位置・方向を示した図面	・撮影方向 ・方位	

太陽光発電設備

添付図書	概要	明示すべき事項
【事前協議】		
(1)事前協議書	規則様式第 3 号 【参考】様式集 75～78 ページ	
(2)景観形成基準対応説明書	【参考】様式集 82～83 ページ	
(3)付近見取図	太陽光発電設備を設置する土地の位置及び当該土地の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500 分の1以上のもの	・縮尺 ・方位 ・道路 ・目標となる建物 ・届出等に係る敷地の区域
(4)現況写真	当該土地及び当該土地の周辺の状況を示す写真	
(5)配置図	当該土地の区域内における太陽光発電設備を設置する位置を表示する図面で縮尺 100 分の1以上のもの	・縮尺 ・方位 ・土地の寸法、面積 ・土地の境界線 ・土地の区域内における太陽光発電設備(届出対象行為のもの全て)の位置並びに土地に接する道路の位置及び幅員 ・隣接する土地の建築物等の種類 ・現況写真の撮影方向
(6)立面図	太陽電池モジュール、太陽電池架台、修景・遮蔽物の立面図で縮尺100分の1以上のもの	・太陽電池モジュール、太陽電池架台、修景・遮蔽物(植栽の場合を除く)に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル値が記載されている立面図であること(カタログの添付でも可) ・土地に自立して設置する接続ユニット、パワーコンディショナー、受変電設備の立面図は不要とする。ただし、新設の場合は彩色のマンセル値については記載すること(カタログの添付でも可)

(6)立面図	太陽電池モジュール、太陽電池架台、修景・遮蔽物の立面図で縮尺100分の1以上のもの	・太陽電池モジュール及び架台、修景・遮蔽物の立面図は別紙でも可(同じ立面であれば兼ねることは可) ・修景・遮蔽物に使用する材料の種類及び高さ ・縮尺 ・方位 ・寸法
(7)その他参考となるべき事項を記載した図書	上記の他に参考となる事項が掲載された図書がある場合は、添付すること。	
(8)委任状	代理人が届出等を行う場合は、添付すること。	・委任する業務 ・委任先 会社名、代表者名、担当者名、連絡先など ・委任元 会社名、代表者名、担当者名など
【届出】		
(1)景観計画区域における行為届出書	規則様式第 2 号 【参考】様式集 72～74 ページ	
(2)事前協議書の写し		
【完了等報告】		
(1)景観計画区域における行為の完了報告書	規則様式第 13 号 【参考】様式集 79 ページ	
(2)完了後の写真		
(3)撮影位置・方向を示した図面	・撮影方向 ・方位	

【参考】 様式集

様式第2号（第4条、第7条関係）

(第一面)

景観計画区域における行為届出書 年 月 日 行田市長 住所 氏名 電話番号 〔 法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地 、電話番号、名称並びに代表者の氏名 〕 景観法第16条第1項の規定により関係図書を添えて次のとおり届け出ます。		
地名地番	行田市	
行為の種類	☐ 建築物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（修繕・模様替） ☐ 色彩の変更
	☐ 工作物 （ ☐ 太陽光発電設備） ※該当する場合のみ	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（修繕・模様替） ☐ 色彩の変更
	☐ 物件の堆積	
行為の期間	着手予定日： 年 月 日 ～ 完了予定日： 年 月 日	
事前協議 確認番号	年 月 日 第 号	

※行田市使用欄（記入しないでください。）

※ 行為届出確認番号 第 号 上記の行為については、景観計画に定める当該行為の制限に適合すると認めるので、行田市景観規則第7条の規定により通知します。なお、景観法第18条第2項の規定により同条第1項に規定する行為の着手制限の期間を次のとおり短縮します。 年 月 日 行田市長 印	
意見欄	
行為の着手制限の短縮期間	年 月 日から着手できます。

備考

- 1 該当する□内に、レ印を付してください。
- 2 当該行為の届出に係る設計又は施行方法に変更が生じた場合は、景観法第16条第2項の規定により変更の届出をする必要があります。

(第二面)

行 為 の 種 類	建 築 物	主要用途		高さ m		階数 階			
		敷地面積 m ²		建築面積 m ²		延べ床面積 m ²			
	工 作 物	種類		高さ m		築造面積 m ²			
		太陽光発電設備	太陽電池モジュール（パネル）の合計面積 m ²	遮蔽物	高さ	m			
	仕上げ		□植栽 □鋼板 □その他（ ）						
	物 件 の 堆 積	土地の面積 m ²	遮蔽物	高さ	m				
		仕上げ		□植栽 □鋼板 □その他（ ）					
	建 築 物 ・ 工 作 物 ・ 物 件 の 堆 積	第一立面	区 分					割 合 単位(%)	
			彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)	色相	明度	彩度		
			点 滅 光 源	□ 有 □ 無					
			屋 外 広 告 物	□ 有 □ 無					
			彩色が施されていない部分	素 材 名					
			計						100%
			第二立面	区 分					割 合 単位(%)
		彩色が施されている部分		色 彩 (マンセル値)	色相	明度	彩度		
		点 滅 光 源		□ 有 □ 無					
		屋 外 広 告 物		□ 有 □ 無					
		彩色が施されていない部分		素 材 名					
		計							100%
		第三立面		区 分					割 合 単位(%)
彩色が施されている部分			色 彩 (マンセル値)	色相	明度	彩度			
点 滅 光 源			□ 有 □ 無						
屋 外 広 告 物			□ 有 □ 無						
彩色が施されていない部分			素 材 名						
計								100%	
第四立面			区 分					割 合 単位(%)	
		彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)	色相	明度	彩度			
	点 滅 光 源	□ 有 □ 無							
	屋 外 広 告 物	□ 有 □ 無							
	彩色が施されていない部分	素 材 名							
	計						100%		

(第三面)

添 付 資 料	建 築 物 ・ 工 作 物	☐ 付近見取図 ☐ 現況写真 ☐ 行為制限対応説明書 ☐ 配置図 ☐ 各階平面図（1階平面図には外構も明記）※建築物のみ ☐ 立面図（着色） ☐ その他参考となるべき事項を記載した図書 （断面図、詳細図、カタログ、模型写真、完成イメージ等） ☐ 委任状
	物 件 の 堆 積	☐ 付近見取図 ☐ 現況写真 ☐ 行為制限対応説明書 ☐ 配置図 ☐ 立面図（周囲に設置する遮蔽物の状況を表示、着色） ☐ その他参考となるべき事項を記載した図書 （詳細図、カタログ、完成イメージ等） ☐ 委任状

備考 1 該当する□内に、レ印を付してください。 2 届出書は、正副2通提出してください。 3 付近見取図は縮尺 1/2500 以上、配置図、立面図及び各階平面図は縮尺 1/100 以上のサイズとします。 4 彩色が施されていない部分の素材名の欄には、外観となる壁面を仕上げる素材が着色していない石、土、木、レンガ、コンクリート等の場合にその素材名を記載してください。 5 行田市使用欄に記載された事前協議確認書（写）を添付してください。（省略できる場合を除く。） 6 事前協議から変更がない場合は、第二面、第三面の提出は不要です。	行田市受付欄（記入しないでください。）
---	---------------------

(第一面)

※行田市使用欄（記入しないでください。）

75

(第二面)

行 為 の 種 類	建築物		主要用途		高さ m		階数 階		
			敷地面積 ㎡		建築面積 ㎡		延べ床面積 ㎡		
	工作物		種類		高さ m		築造面積 ㎡		
		太陽光発電設備	太陽電池モジュール（パネル）の合計面積 ㎡	遮蔽物	高さ	m			
					仕上げ	☐ 植栽 ☐ 鋼板 ☐ その他（ ）			
	物件の堆積		土地の面積 ㎡	遮蔽物	高さ	m			
					仕上げ	☐ 植栽 ☐ 鋼板 ☐ その他（ ）			
	屋外広告物	種類	☐ 屋上利用広告 ☐ 壁面利用広告 ☐ 突出し広告 ☐ 建造物から独立した広告（広告板、広告塔） ☐ その他（ ）						
		数量	㎡・枚・個・張本・基・台						
光源の有無		☐ 映像表示装置 ☐ LED屋外広告物 ☐ 内照式、外照式その他屋外広告物 ☐ 光源はなし							
規模		(縦) (横) (面数) (合計面積) m × m × = ㎡							
色彩		使用されている色のうち面積が最大の箇所	色相	明度	彩度				
	文字・背景・マーク・その他（ ）	色相	明度	彩度					

(第三面)

行為の種類	建築物・工作物・物件の堆積	第一立面	区 分					割合 単位(%)
			彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)	色相	明度	彩度	
			点 滅 光 源	☐ 有	☐ 無			
			屋 外 広 告 物	☐ 有	☐ 無			
			彩色が施されていない部分	素 材 名				
			計					
		第二立面	区 分					割合 単位(%)
			彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)	色相	明度	彩度	
			点 滅 光 源	☐ 有	☐ 無			
			屋 外 広 告 物	☐ 有	☐ 無			
			彩色が施されていない部分	素 材 名				
			計					
		第三立面	区 分					割合 単位(%)
			彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)	色相	明度	彩度	
			点 滅 光 源	☐ 有	☐ 無			
			屋 外 広 告 物	☐ 有	☐ 無			
			彩色が施されていない部分	素 材 名				
			計					
		第四立面	区 分					割合 単位(%)
			彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)	色相	明度	彩度	
			点 滅 光 源	☐ 有	☐ 無			
			屋 外 広 告 物	☐ 有	☐ 無			
彩色が施されていない部分	素 材 名							
計						100%		

(第四面)

添 付 資 料	建築物 ・工作物	☐ 付近見取図 ☐ 現況写真 ☐ 景観づくり計画書 ☐ 配置図 ☐ 各階平面図（1階平面図には外構も明記）※建築物のみ ☐ 立面図（着色） ☐ その他参考となるべき事項を記載した図書 （断面図、詳細図、カタログ、模型写真、完成イメージ等） ☐ 委任状
	物件の堆積	☐ 付近見取図 ☐ 現況写真 ☐ 景観づくり計画書 ☐ 配置図 ☐ 立面図（周囲に設置する遮蔽物の状況を表示、着色） ☐ その他参考となるべき事項を記載した図書 （詳細図、カタログ、完成イメージ等） ☐ 委任状
	屋外広告物	☐ 付近見取図 ☐ 現況写真 ☐ 景観づくり計画書 ☐ 配置図 ☐ 広告物の仕様書及び設計図（着色） ☐ その他参考となるべき事項を記載した図書 （詳細図、カタログ、完成イメージ等） ☐ 委任状

備考	行田市受付欄（記入しないでください。）
1 該当する□内に、レ印を付してください。 2 事前協議書は、正副2通提出してください。 3 彩色が施されていない部分の素材名の欄には、外観となる壁面を仕上げる素材が着色していない石、土、木、レンガ、コンクリート等の場合にその素材名を記載してください。 4 付近見取図は縮尺1/2,500以上、配置図、立面図及び各階平面図は縮尺1/100以上のサイズとします。	

景観計画区域における行為の完了報告書		
行田市長		年 月 日
住所 氏名 電話番号 (法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地 、電話番号、名称並びに代表者の氏名)		
年 月 日付けで届け出た次の行為が完了したので、行田市景観条例第 20 条及び行田市景観規則第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定により関係図書を添えて報告します。		
地 名 地 番	行田市	
行 為 の 種 類	☐ 建築物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更 (☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更)
	☐ 工作物 (☐ 太陽光発電設備) ※該当する場合のみ	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更 (☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更)
	☐ 物件の堆積	
行為の届出書 受 付 番 号	第 号	
行為の完了日	年 月 日	

備考

- 1 該当する□内に、レ印を付してください。
- 2 次の図書を添付してください。
 - (1) 行為完了後の状況を示す写真
 - (2) (1)の撮影位置及び方向を示した図面

■景観形成基準対応説明書（行為制限対応説明書及び景観づくり計画書）

【建築物・工作物】

行為の場所	区域の別	☐ 自然・田園景観区域 ☐ 商業・住宅地景観区域 ☐ 工業地景観区域		
	地名地番			
行為の種類	建築物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転	☐ 外観の変更	☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩変更
	工作物	☐ 新設 ☐ 増設 ☐ 改設 ☐ 移転	☐ 外観の変更	☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩変更
行為制限対応説明書 (遵守事項)	色彩・素材	☐ 建築物（屋根を除く）及び工作物の基調となる色彩は、区域に別に定める別表：色彩の制限基準に示す基準に従う。 ☐ 別表：色彩の制限基準に該当しない色彩及び点滅する光源が形成する面積の合計（着色していない材料部分の色彩、伝統的な技法や素材を使った色彩で仕上げる外観の部分を除く。以下、同じ。）が、各立面積の3分の1以内であると認めるときは、当該部分を色彩の制限基準の適用除外とする。		
景観づくり計画書 (配慮事項)	配置・規模	☐ 河川・水路、道路その他の公共の場所からの眺望の保全に配慮する。 ☐ 建築物等の配置・規模は、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を与えないようにする。 工業地景観区域 ☐ 道路等に接する敷地境界線から後退し、敷地内に空地や緩衝帯（緑地）を確保する。		
	形態・意匠	☐ 建築物等の外観を構成するものは、周辺のまち並みや建築物と調和したものとする。 ☐ 建築物の外壁は、部材や色彩・素材等により分節化を図り、圧迫感を与えないようにする。 ☐ 道路脇の擁壁や塀は、次のいずれかの事項に従い、周辺の景観と調和を図る。 ・化粧型枠等、自然素材等を活用した仕上げとする。 ・植栽による修景、法面緑化等、緑を活用した仕上げとする。 ・勾配を付ける、階段状の形態等、圧迫感を和らげる形態とする。 ☐ 屋外階段、ごみ置き場、屋上設備、バルコニー等に設置する設備機器等は、次のいずれかの事項に従い、建築物本体と調和した形態及び色彩とする。 ・建築物と一体的な形態・意匠の壁面やルーバー等で囲う等、目立たないよう工夫する。 ・外部から直接見えにくい位置に配置する。 ・緑化等により修景する。		

景観づくり計画書 (配慮事項)	形態・意匠	自然・田園景観区域 □ 建築物等は、田園の広がりや河川等の自然及び古墳等の史跡と調和した形態・意匠とする。 商業・住宅地景観区域 □ 商店街の建築物等は、低層部を開放感のある外観とし、花や緑、花手水等の設置に配慮する。 □ 住宅地の建築物等は、隣接する敷地や道路等との調和を図り、落ち着いた形態・意匠とする。 □ 駅周辺の建築物等は、低層部を開放感のある外観とし、駅前のにぎわいを演出する形態・意匠とする。 工業地景観区域 □ 敷地内の建築物等は、一体の建築群となるよう、相互に形態・意匠の調和を図る。
	色彩・素材	□ 建築物（屋根を除く）及び工作物の外観の色彩は、周辺の景観と調和したものとする。 □ 建築物の屋根の色彩は、彩度 2 以下程度とし、周辺の景観や建築物の外観と調和するよう配慮する。 □ 多色を用いる場合は、必要以上の色数を使用せず、色彩相互の調和に十分配慮する。 □ アクセント色の使用は、その要否と周辺への影響を考慮し、小さな面積や低い位置に集約して用いる。 □ 大規模な建築物は、圧迫感を与える暗い色彩や鮮やかな色彩を避ける。 □ 照明は、周辺の景観と調和した明るさや光色等とし、点滅を避ける。 □ 金属板やガラス等は、光を強く反射する材料の使用を避ける。
	外構・緑化	□ 道路等の公共空間に面する部分は、圧迫感を与えず、周辺景観と調和するよう、県産植木等の樹種を使用し緑化に努める。 □ 外周のフェンス等は、建築物の形態・意匠や周辺景観と調和した落ち着いた色彩とする。
	太陽光発電設備（建築物に付属する場合）	□ 建築物に付属する太陽光発電設備は、次のいずれかの事項に従い、周辺の景観と調和を図る。 ・太陽光発電設備の高さは、建築物の最上部（勾配屋根の頂部）を超えないようにする。 ・太陽光発電設備をルーバー等により修景し、建築物本体と調和した色彩にする。 ・太陽電池モジュール（パネル）は、黒、濃紺、又はダークグレーなどの色彩を使用し、防眩仕様とする。
	景観資源への配慮	□ 有形文化財や日本遺産の構成文化財、近代土木遺産等に隣接する場合は、それらと調和した配置や規模、形態意匠とする。 □ 敷地内にある歴史的な資源、良好な樹木等は保全、活用する。

【物件の堆積・太陽光発電設備】

82

景観づくり計画書 (配慮事項)	太陽光発電設備	☐ 河川・水路、道路その他の公共の場所からの眺望の保全に配慮する。 ☐ 太陽光発電設備は、敷地境界からできる限り後退させる。 ☐ 太陽光発電設備の高さをできる限り低くする。 ☐ 太陽光発電設備を植栽やルーバーにより修景する。 ☐ 太陽光発電設備（太陽電池モジュール（パネル）は除く）及び敷地境界周辺の修景・遮蔽物は、周辺の景観と調和した色彩とする。 ☐ 太陽光発電設備（太陽電池モジュール（パネル）は除く）及び修景・遮蔽物に多色を用いる場合は、必要以上の色数を使用せず、色彩相互の調和に十分配慮する。 ☐ 太陽光発電設備（太陽電池モジュール（パネル）は除く）及び修景・遮蔽物へのアクセント色の使用は、その要否と周辺への影響を考慮し、小さな面積や低い位置に集約して用いる。 ☐ 太陽電池モジュール（パネル）は防眩仕様とし、周辺への反射の少ない角度とする。 ☐ 主要な公共施設や景観資源等と一体的に見える位置に設置する場合は、周辺からの見え方に特に配慮する。 ☐ 有形文化財や日本遺産の構成文化財、近代土木遺産等に隣接する場合は、それらと調和した配置や規模、形態・意匠とする。 ☐ 歴史的な資源、良好な樹木等がある敷地に設置しない。
----------------------------	----------------	---



行 田 市